

三重県子ども・少子化対策計画（仮称）
中間案（案）

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境	3
第2節 計画の位置づけ	4
第2章 計画のめざすべき社会像等	5
第1節 めざすべき社会像	5
第2節 計画推進の原則	6
第3節 計画目標	8
第3章 ライフステージ毎の取組方向	11
第1節 子ども・思春期	12
第2節 若者／結婚	16
第3節 妊娠・出産	18
第4節 子育て	19
第5節 働き方（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために）	24
第6節 県民の意識の高まり、環境の整備等（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために）	25
第4章 重点的な取組	29
第5章 計画を推進するために	59
第1節 基本的な考え方	59
第2節 庁内外の連携の確保	59
第3節 取組の進捗状況や達成度合いの把握	59
第4節 成果の報告	59
附属資料1 三重県子ども・子育て支援事業支援計画	
附属資料2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画	

第1章 計画の策定にあたって

第1節 少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境

平成2年の「1.57ショック」を契機に、国は少子化対策に取り組んできましたが、県の合計特殊出生率は平成16年の1.34を底に徐々に回復はしているものの、平成25年は1.49と依然として低い水準にあります。

「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人ととどまっています。また、同調査において20歳代の未婚者が9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答しているにも関わらず、50歳時の男性の未婚率は16%を超えており、結婚や出産について理想と現実のギャップが生じています。

人口減少社会が到来し、多くの市町が「消滅」危機にあることすら懸念される中で、自然減対策として、今、抜本的な少子化対策を強化しなければ手遅れになるという危機感があります。

一方、インターネットの普及や生活スタイルの変化などにより、子どもを取り巻く環境は以前よりも複雑かつ多様化しており、いじめや不登校、ひきこもり・ニートなども増加しています。

また、社会環境の変化を背景に、家族のあり方が多様化し、地域社会における人間関係が変容するなかで、児童虐待の相談対応件数は1,117件で過去最多となっています。

さらに、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は平成24年時点で16.3%と先進国の中でも深刻な状況となっているなど、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、平成24（2012）年度からのおおむね10年先を見据えた県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をふまえて策定するもので、取組項目の一部が重複するとともに相互に関連する以下の計画を一体化した計画です。

（1）少子化対策計画

平成26年2月に策定した「三重県地域少子化対策強化計画」は、平成26年度単年度の計画であり、国においても「少子化社会対策基本法」に基づく新たな少子化対策の「大綱」の策定に向けた検討が行われるなど、少子化対策を重要な課題として捉えていることから、少子化対策全般に関する中期的な計画として策定。

（2）次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画

平成26年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」をふまえ、子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくりについて定めた「第二期三重県次世代育成支援行動計画」（平成22年度～26年度）を改定。

（3）子ども・子育て支援法第62条第1項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されるのに向けて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援サービスの需要およびそれらの確保方策等について策定。

（4）母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定される自立促進計画

平成26年10月に改正された「母子及び寡婦福祉法」による父子家庭に対する支援の拡充や平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の内容等をふまえ、「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（平成22年度～26年度）を改定。

第2章 計画のめざすべき社会像等

第1節 めざすべき社会像

本計画のなかでも特に少子化対策については、5年程度の期間で大きな成果が現れるとは考えにくいことから、長期的に取り組む必要があります。

本計画においては、おおむね10年先のめざすべき社会像を「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」として設定し、取り組んでいきます。

- ・本県の少子化対策は、結婚や子どもを持つことについての理想と現実のギャップを解消し、県民の幸福実感の向上につなげる視点で取り組むものですが、人口減少対策の視点では、主に出生数の減少による自然減への対応に資する取組です。
- ・「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」とは、県民の皆さんが、結婚したいときに結婚でき、子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるように、社会的な制約やさまざまな要因^{*}がなくなっている状況を表しています。
 - (※) 例えば、若者が経済的な要因により結婚できないこと、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇^{ちゅうちよ}・先送りすること、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を知らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わないこと、育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気など。
- ・「すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」とは、すべての子どもが、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的にのみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができる環境整備が進んでいる状況を表しています。
- ・すべての子どもが豊かに育つことのできる三重に向けては、社会的養護等も含めた「家族」の支えが必要です。「家族」のあり方はさまざまに多様化していることから、県民の皆さんに対して、行政を含む地域社会により、「家族」の形成や機能を支えるきめ細かな取組が行われている状況も表しています。

※「みえ県民意識調査」では幸福感を判断する際に重視する事項として「家族関係」の割合が最も高くなっている。

第2節 計画推進の原則

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念や、個人の価値観等を尊重するとともに、社会の基本ユニットである家族が多様化していること等をふまえ、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

(1) 子どもの最善の利益を尊重する

- ・子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を尊重し、子どもの力を信頼します。

(2) 家族形成は当事者の判断が最優先される

- ・結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提であり、子どもを産む・産まないについては、パートナーと相談しつつ女性の判断が最優先されることに留意します。
- ・この計画はめざすべき社会像の実現に向けて、多様な主体と協創すべく、県が取り組む内容をまとめたものであり、県民一人ひとりの価値観に踏み込むものではありません。

(3) 人や企業、地域社会の意識を変える

- ・妊娠、出産、子育てに関しては、女性だけが不安や負担感を感じるものないように、一方の当事者である男性も大きく関係する問題であり、また、企業等における働き方に関する問題であるとの認識を持ちます。
- ・取組の効果を高めるためには、子育てに対する男性や地域の意識を変えていくことや、若い社員が結婚でき、仕事と子育てとの両立が可能となるような環境整備が必要との認識を企業等に広めていくことが重要です。

(4) 家族の特性に応じてきめ細かに支援する

- ・家族のあり方は多様化しており、社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援を含め、それぞれの「家族」を支えるきめ細かな取組を行うことで、県民が「家族」の一員として安心して暮らしていけるよう、「家族」を計画全体を貫く視点としたうえで、取り組んでいきます。

(5) 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

- ・子どもは「社会の宝」「私たちの未来」であり、子どもの育ち、子育て家庭を地域社会全体で支えていきます。
- ・三重県子ども条例においては、保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとされ、県は、これらの連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとされています。

(参考) 三重県子ども条例（平成23年4月施行）抜粋

(基本理念)

第三条 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを権利の主体として尊重すること。
- 二 子どもの最善の利益を尊重すること。
- 三 子どもの力を信頼すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条から第九条までに規定する役割に配慮するものとする。
- 3 県は、第十条の規定により、連携し、及び協働して行われる取組を支援するものとする。

(保護者の役割)

第五条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが力を発揮して育つことができるよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第六条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保並びに子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、保護者が子どもを豊かに育てるために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域において子どもの育ちを見守り、及び支える取組の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第八条 県民及び子どもに関わる団体は、基本理念にのっとり、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることによって、子どもの育ちを見守り、及び支えるよう努めるものとする。

(市町の役割)

第九条 市町は、基本理念にのっとり、子どもの育ちを見守り、及び支える施策の推進に努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 保護者、学校関係者等、事業者、県民及び子どもに関わる団体並びに市町は、前五条に規定する役割を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するよう努めるものとする。

第3節 計画目標

めざすべき社会像はおおむね 10 年程度を目途に達成をめざすこととしていますが、取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、計画期間を平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とした上で、以下のような目標等を設定します。

(1) 総合目標

計画のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する目標として 2 つの「総合目標」を設定します。

総合目標①

県の合計特殊出生率（平成 25 年 1.49）を、おおむね 10 年後を目途に、県民の結婚や出産の希望が叶った場合の水準（希望出生率^{※1}）である 1.8 台に引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」に着目。
- ※1 みえ県民意識調査のデータ等をもとに、既婚者における予定子ども数と、未婚者における結婚希望割合と理想の子ども数などにより試算すると 1.84。

総合目標②

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合^{※2}」（平成 25 年度 56.0%）を、平成 36 年度に 67.0%まで引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目。
- ※2 みえ県民力ビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第 3 回みえ県民意識調査（平成 26 年 1 月実施）の結果に基づくもので、目標値は 1 年あたり 1 ポイントの上昇が継続した場合に到達する水準。

(2) 重点目標

様々な課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後 5 年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための「重点目標」を設定します。

(例)「重点的な取組 8 男性の育児参画の推進」の重点目標

重点目標の項目	現状値	5 年後
育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性）※	4.2% （平成 25 年度）	（検討中）

※三重県内事業所労働条件等実態調査（雇用経済部）

(3) モニタリング指標

目標値は設定しないもの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

	モニタリング指標項目	現状値	関連する主な重点的な取組
1	幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合（みえ県民意識調査）	69.4% （平成 25 年度）	（計画全体）
2	ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じる子どもの割合（県、キッズモニター）	43.79% （平成 26 年度）	（計画全体）
3	平均初婚年齢（県） （厚生労働省「人口動態統計特殊報告」）	男性 30.3 歳 女性 28.6 歳 （平成 24 年）	1 ライフプラン教育の推進 3 出逢いの支援
4	出生児の母の平均年齢（第1子、県） （厚生労働省「人口動態統計」）	29.7 歳 （平成 24 年）	1 ライフプラン教育の推進
5	25 歳～34 歳の不本意非正規社員割合（国）（総務省「労働力調査」）	30.3% （平成 25 年度）	2 若者の雇用対策
6	大学卒の3年後の離職率（県） （三重労働局職業安定部）	35.2% （平成 26 年 4 月）	2 若者の雇用対策
7	おしごと広場みえ利用満足度（「大変満足」、「満足」の回答割合）（県）	90%	2 若者の雇用対策
8	婚姻件数（県） （厚生労働省 人口動態統計）	8,844 件 （平成 25 年）	3 出逢いの支援
9	不妊専門相談センターへの相談件数（県）	285 件 （平成 25 年度）	4 不妊で悩む家族への支援
10	妊娠届出時等に市町と医療機関が情報提供等の連携をした件数（県）	調査中	5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
11	5 歳児検診等を実施している市町の割合（県）	調査中	5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 14 発達支援が必要な子どもへの対応
12	周産期死亡率（出産 1000 対）（県）	4.1（平成 25 年）	6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援
13	保育士の勤続年数（県）	9 年 2 か月 （平成 25 年）	7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
14	病児・病後児保育所の実施地域数（県）	20 市町	7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
15	待機児童数（県）	48 人 （平成 26 年 4 月）	7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
16	労働者からのマタハラ関連の相談件数（県）（三重労働局雇用均等室）	40 件 （平成 25 年度）	10 企業による仕事と子育ての両立に向けた取組の支援
17	児童虐待相談対応件数（県）	1,117 件 （平成 25 年度）	12 児童虐待の防止
18	要保護児童数（県）	504 人 （平成 26 年 3 月）	13 社会的養護の推進
19	子どもの発達障がい等に関する相談件数（県）	577 件 （平成 25 年度）	14 発達支援が必要な子どもへの対応
20	生涯未婚率（県）（国立社会保障人口問題研究所「人口統計資料集」）	男性 16.29% 女性 7.09% （平成 22 年）	3 出逢いの支援
21	男性の家事・育児時間（県） （総務省「社会生活基本調査」）	45 分 （平成 23 年）	8 男性の育児参画の推進
22	25～44 歳女性の就業率（県） （総務省 就業構造基本調査）	58.3% （平成 24 年）	9 子育て期女性の就労に関する支援

※「20 生涯未婚率」、「21 男性の家事・育児時間」「22 25～44 歳女性の就業率」は 5 年毎のデータ。

第3章 ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けては、以下のとおり、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに加え、「働き方」や「県民の意識の高まり、環境の整備等」をあわせ、切れ目のない支援が必要です。

※ライフステージ毎に洗い出した課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

※取組毎に＜現状と課題＞、＜5年後のめざす姿＞、＜主な取組内容＞に整理し、記載しています。

なお、取組の内容全てを「重点的な取組」に位置づける取組は、第4章において＜現状と課題＞、＜5年後のめざす姿＞、＜主な取組内容＞を記載しています。

第1節 子ども・思春期	(1) ライフプラン教育の推進 ⇒重点的な取組1 (2) 子どもの貧困対策 ⇒重点的な取組11 (3) 児童虐待の防止 ⇒重点的な取組7及び重点的な取組12 (4) 社会的養護の推進 ⇒重点的な取組13 (5) 子どもの育ちを支える取組の推進 (6) 不登校やいじめ等への対応 (7) 健全育成の推進 (8) 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）
第2節 若者／結婚	(1) ライフプラン教育の推進（再掲）⇒重点的な取組1 (2) 若者の雇用対策 ⇒重点的な取組2 (3) 出逢いの支援 ⇒重点的な取組3 (4) 困難を有する子ども・若者への支援 (5) 自殺対策
第3節 妊娠・出産	(1) 不妊に悩む家族への支援 ⇒重点的な取組4 (2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 ⇒重点的な取組5 (3) 周産期医療体制の充実 ⇒重点的な取組6
第4節 子育て	(1) 幼児教育・保育、地域子育ての推進 ⇒ 重点的な取組7 (2) 男性の育児参画の推進 ⇒重点的な取組8 (3) 小児医療の充実 (4) 在宅での療育・療養支援 ⇒重点的な取組6 (5) ひとり親家庭等の自立促進⇒一部について重点的な取組11 (6) 障がい児施策の充実⇒(発達支援が必要な子どもへの対応について) 重点的な取組14
第5節 働き方	(1) 子育て期女性の就労に関する支援⇒重点的な取組9 (2) 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進 ⇒重点的な取組10 (3) マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり ⇒重点的な取組10
第6節 県民の意識の高まり、環境の整備等	(1) 県民の意識の高まり、様々な主体による取組の促進 (2) 安全・安心のまちづくり等環境整備 (3) 安全で安心な情報環境の整備 (4) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

第1節 子ども・思春期

(1) ライフプラン教育の推進

核家族化が進行し、地域の絆が薄れる中、子どもが、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。

また、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい知識を知らず、結果として妊娠・出産の希望が叶わない方もいます。

 「重点的な取組1 ライフプラン教育の推進」として重点的に取り組みます。

(2) 子どもの貧困対策

全国の子どもの貧困率は平成24年時点で16.3%、そのうち、大人が1人のひとり親家庭における貧困率は54.6%と過去最悪となっています。

また、生活保護世帯の中学生の高校進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあるなど、いわゆる「貧困の連鎖」が存在します。

 「重点的な取組1-1 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

(3) 児童虐待の防止

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成25年度に1,117件となり、過去最高件数となっています。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。

さらに、母親の悩みや孤立感が、第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘もあります。

 「重点的な取組7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」及び「重点的な取組1-2 児童虐待の防止」として重点的に取り組みます。

(4) 社会的養護の推進

虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により社会的養護が必要な子どもが増加している中、そうした子どもに「あたりまえの生活」を保障するための、里親やファミリーホームといった家庭的な養護体制が十分ではありません。

 「重点的な取組1-3 社会的養護の推進」として重点的に取り組みます。

(5) 子どもの育ちを支える取組の推進

◇現状と課題

県は平成23年4月に「三重県子ども条例」を施行し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざし、取組を進めています。

一方で、核家族化の進行や地域の絆が薄れる中、子どもの成長を見守り、子育てを支えるための、家族や地域社会がこれまで担ってきた機能が弱くなっています。

子どもが豊かに育つためにも、自分が丸ごと大人に受け止められ、認められたと実感する経験を通して自己肯定感を高めていくことが大切です。

また、子どもの頃に自然体験が豊富な人ほど、大人になって「最後までやり遂げたい」という意思が強く、「もっと深く学びたい」という意欲も強いという調査結果もあります。

子どもが、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができるよう、家庭や学校をはじめ、地域社会での経験や人とのかかわりを通じて、多様な価値観に触れる機会が多く設けられるよう進めていくことが必要です。

◇5年後のめざす姿

子どもの権利について、子ども自身や県民が学ぶ機会が提供され、理解が進むとともに、子どもに係る施策について、子どもの意見表明や参加の機会が提供され、子どもの意見が尊重され、子どもの主体的な活動が支援されています。

また、子どもの育ちを見守り、支える人材の育成が進み、子どもに関わる団体や市町の活動を促進する環境が整備されているとともに、子育て家庭を支援する取組が様々な主体により各地で行われています。

◇主な取組内容

- ①市町をはじめ、様々な主体と連携して、三重県子ども条例の趣旨や子どもの権利等を学ぶ機会、子どもの意見を表明する機会や子どもが様々な活動に参加できる機会などを提供するとともに、子どもからの相談に対応する窓口を設置します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②子どもの意見が県の取組に反映されるほか、市町など様々な主体が行う取組に反映されるよう働きかけます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③子どもの育ちや子育て家庭を支える人材を育成します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④企業やNPO、行政など地域社会の様々な主体が連携して、子どもの育ちや子育て家庭を支援する取組を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤子どもの農産漁村体験を提供する団体に対する体制整備の支援や取組のPRを進めます。【地域連携部】

(6) 不登校やいじめ等への対応

◇現状と課題

10代の自殺率はほぼ横ばいで推移しています。スクールカウンセラーの配置は公立中学では100%になったものの、引き続き、小学校への配置を進め、不登校やいじめ等の様々な課題に対応するための学校での相談体制の充実が必要です。

また、家庭的な要因が背景にあるなど学校だけでは解決が難しいケースについては、関係機関との連携が必要です。

◇5年後のめざす姿

不登校やいじめ等の未然防止や早期対応が図られるとともに、家庭的な要因が背景にあるケースについて、スクールソーシャルワーカーが地域の資源を活かし、学校と関係機関とが連携して支援が図られています。

◇主な取組内容

- ①スクールカウンセラーの中学校区配置を進めるなど、小中学校の連携を図り、教育相談体制をさらに充実します。【教育委員会】
- ②スクールソーシャルワーカーの派遣拡充を進めることにより、地域の資源を活かした学校と関係機関の連携の一層の強化を図ります。【教育委員会】

(7) 健全育成の推進

◇現状と課題

いわゆる「非行少年」は減少傾向にあるものの、少年による凶悪事件の発生や、犯罪の被害に遭う少年が後を絶たないことから、学校等関係機関・団体と連携し、少年の健全育成に向けた対策を推進する必要があります。

薬物乱用防止について、平成24年度に外部機関と連携した薬物乱用防止に関する取組を実施した中学校は79.8%、高校は100%となっていますが、近年、全国的に危険ドラッグが原因とされる事案が多発するなど社会問題化しており、児童生徒への啓発や指導の継続が必要です。

◇5年後のめざす姿

問題を抱える少年が立ち直り、地域社会における少年を見守る機運が醸成され、薬物乱用も含めた非行少年を生まない社会づくりが進んでいます。

◇主な取組内容

- ①学校等関係機関や、少年警察ボランティア等と連携し、「少年の居場所づくり」活動等を通じた立ち直りを図るほか、非行防止（薬物乱用防止）教室を開催し、規範意識の向上に努めます。【警察本部】

- ②スクールサポーターは警察と学校の橋渡し役として、巡回活動、相談活動、問題行動等への対応、児童の安全確保に関する助言を行い、少年の非行等の防止に努めます。【警察本部】
- ③薬物乱用教室等あらゆる機会を活用し、危険ドラッグを始めとする薬物の悪質性や危険性についての正しい理解の周知徹底に向けた広報啓発を推進します。【警察本部】
- ④市町と連携して、子どもの育ちや青少年の健全育成に関するサポートをする方が子育て支援の現場で活躍されるよう取組を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

(8) 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）

 第2節「若者／結婚」において記載します。

第2節 若者／結婚

(1) ライフプラン教育の推進

 第1節子ども・思春期における「ライフプラン教育の推進」及び「重点的な取組1 ライフプラン教育の推進」に記載しています。

(2) 若者の雇用対策

平成25年の厚生労働白書によると、非正規雇用で働く30歳から34歳までの男性の既婚率は28.5%で、正規雇用の59.3%より大幅に低く、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たない状況にあります。また、みえ県民意識調査では、男性の4割を超える方が結婚していない理由として「収入が少ない」を挙げています。

 「重点的な取組2 若者の雇用対策」として重点的に取り組みます。

(3) 出逢いの支援

みえ県民意識調査の結果によると、20歳代の未婚者で9割を超える方が「いずれ結婚するつもり」と回答している一方で、生涯未婚率は上昇し、平均初婚年齢も高くなってきています。また、みえ県民意識調査では、結婚していない理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」の割合が高くなっていきます。

 「重点的な取組3 出逢いの支援」として重点的に取り組みます。

(4) 困難を有する子ども・若者への支援

◇現状と課題

厚生労働省が平成22年に策定した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によれば、ひきこもり状態にある家族がいる世帯は全国で約26万世帯とされており、本県でも多くのひきこもり世帯があると推測されます。

ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい、精神疾患、非行など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族が、必要な相談を受けたり居場所などの社会資源につながる事が難しいとの指摘があります。

また、学校段階で様々な支援を行っても、卒業後に支援が途切れ社会生活で困難を抱えた状態となってしまう課題や、青年期から成人期への移行が長期化しており、青年期の支援についても初期段階で重点的に行われることが重要であるとの指摘もあります。子ども・若者の乳幼児期から学童期、思春期、青年期といった人生初期のライフサイクルにおいて、教育・福祉を中心に様々な領域の多くの機関・団体が重層的に子ども・若者を見守り、育てる機能を果たす必要があります。

※子供・若者が抱えている問題は、生まれてから現在に至るまで成育環境や成育史における様々な問題が複合しており、例えば、非行少年については、家庭における虐待や貧困、低学力、発達障害、学校不適応、不就労といった問題を複合的に抱えていることが、いじめの加害者については、成育環境の問題や認知的な偏りなどが問題行動の背景となっている場合も多いことが指摘されていることから、子供・若者本人の表面的な状態に対処するのみならず、その背景にある成育環境の問題にアプローチし、支援する必要がある。(子ども・若者育成支援推進大綱(「子ども・若者ビジョン」)の総点検報告書(平成26年7月)より)

◇5年後のめざす姿

困難を有する子ども・若者の情報を共有し、連携して対応や支援が行えるよう関係団体間を結ぶネットワークが構築されるとともに、困難を有する若者やその家族が孤立することなく、必要な支援に結びつくことができます。

◇主な取組内容

- ①ひきこもり支援に必要なスキル向上のための研修会や家族教室等の学びの場を提供します。【健康福祉部医療対策局】
- ②困難を有する子ども・若者やその家族を支援するため、教育・就労・福祉・精神保健など多分野の支援機関による連携体制の構築を促進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③困難を有する子ども・若者やその家族に対する相談機能を確保するとともに、必要な情報が得られるよう支援するほか、地域における支援の輪が広がるよう啓発活動を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

(5) 自殺対策

◇現状と課題

本県の20歳から39歳までの各年齢階級において、自殺が死因の第1位となっています。特に20歳から24歳では死因の約半数を自殺が占めています。

平成24年度に行った三重県自殺企図者支援実態調査において、若年層の自殺企図者が5割を上回っています。

◇5年後のめざす姿

家庭、学校、地域など身近な場所で必要な支援を受けることができる環境があり、若年層が、問題に直面した際に周囲に必要な援助を求めることができます。

◇主な取組内容

- ①第2次三重県自殺対策行動計画に基づく取組を推進します。【健康福祉部医療対策局】
- ②学校等と連携して生徒への精神保健授業や教職員及び保護者への啓発などを実施します。【健康福祉部医療対策局】
- ③自殺企図した若者やその家族を地域で支援するため、関係機関の職員を対象にした研修会を行う等、支援体制の整備を図ります。【健康福祉部医療対策局】
- ④若者のメンタルヘルスに関する相談窓口や社会資源等の情報提供を行います。【健康福祉部医療対策局】

第3節 妊娠・出産

(1) 不妊に悩む家族への支援

晩婚化の進展とともに子どもを希望しても授かれずに悩む夫婦が増えており、不妊治療を希望する方が増加しています。

不妊や不育症に悩む夫婦は、その治療にあたって経済的な負担を強いられるとともに、精神的にも不安を抱えていることが多くなっています。

 「重点的な取組4 不妊に悩む家族への支援」として重点的に取り組みます。

(2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

核家族化や少子化等の進展に伴い妊産婦の孤立傾向が進む中、特に産院退院直後は体調が回復していない段階の産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘があります。

一方で、現在行われている市町母子保健事業のなかでもっとも手薄となっている時期が産院から退院して直後のケア体制となっています。29市町で乳児家庭全戸訪問事業を実施していますが、その後のフォローを行う養育支援訪問事業の実施に至っていない市町もあります。

 「重点的な取組5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」として重点的に取り組みます。

(3) 周産期医療体制の充実

周産期医療に従事する産婦・産婦人科医、小児科医が不足しており、その確保が必要です。また、晩婚化や出産年齢の高齢化などにより、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊産婦や低出生体重児（出生時の体重が2,500グラム未満の新生児）に対する医療需要が増大しています。

 「重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」として重点的に取り組みます。

第4節 子育て

(1) 幼児教育・保育、地域子育ての推進

◇現状と課題

全国的に少子化が進み、ライフスタイルの変化や家族形態の多様化、地域における人と人のつながりが希薄化するなか、家族や地域における養育力の低下や子育てに関するニーズの多様化が指摘されています。また、共働き家庭の増加や勤務形態の多様化などにより、子育て家庭の負担が高まっています。

平成27年度から本格施行する子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）や小規模保育等の給付（地域型保育給付）が始まります。

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざして、市町は子ども・子育て支援制度の実施主体として、市町の「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくこととなります。

県においては、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を講じていく必要があります。

◇5年後のめざす姿

教育・保育の多様なニーズに対応し、子育て家庭が仕事と子育てを両立していくことができるよう、認定こども園、保育所等が整備され、保育士の確保も図られています。

在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の提供が図られています。

支援が必要な子どもと保護者に適切な支援が行われる、教育・保育現場、放課後児童クラブの従事者等の資質の向上が図られています。

◇主な取組内容

- ①市町等が実施する認定こども園・保育所等の整備、保育士確保、放課後児童クラブの整備・拡充を支援していきます。
- ②市町等が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援していきます。
- ③教育・保育現場、放課後児童クラブ等の従事者の資質向上に向けて、市町、幼稚園・保育関係団体等と連携した取組を推進していきます。

 主な課題について、「重点的な取組7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として重点的に取り組めます。

※取組内容の詳細については、附属資料1の「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」をご参照ください。

(2) 男性の育児参画の推進

第3回みえ県民意識調査によると、本県の男性の多くは父親も育児に関わるべきと考えていますが、長時間労働等により男性の育児参画は十分に進んでおらず、地域の絆の希薄化や核家族化が進む中で、結果として、母親の育児に関する負担感は依然として改善されていません。

また、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果があります。そのほか、子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意思や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果もあり、子どもの生き抜く力を育てる推進役としても、男性の積極的な育児参画が必要との指摘があります。

 「重点的な取組9 男性の育児参画の推進」として重点的に取り組みます。

(3) 小児医療の充実

◇現状と課題

子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるよう小児医療の充実が求められていますが、人口10万人あたりの小児科医師数は全国平均を下回っており、小児医療を担う人材の確保と育成を進めていく必要があります。

また、救急医療機関のかかり方やかかりつけ医への早期受診等、保護者の理解をより深め、適切な受診行動がとれるよう啓発が必要であり、小児救急に関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。

◇5年後のめざす姿

普段からかかりつけ医を持ち、家庭でできる応急手当や病気に関する正しい知識を得られるような環境が整うとともに、限りある医療資源を有効に活用し、適切な小児医療が提供されています。

◇主な取組内容

- ①小児医療を担う人材の育成・確保に取り組みます。【健康福祉部医療対策局】
- ②小児医療に関する情報提供を行います。【健康福祉部医療対策局】

(4) 在宅での療育・療養支援

医療の高度化により救われる命が増えている中で、安心して子育てができるよう、長期入院を要する小児の在宅移行への支援や、医療的ケアが必要な子どもの在宅での療育・療養支援体制の整備が求められています。

 「重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」として重点的に取り組みます。

(5) ひとり親家庭等の自立促進

◇現状と課題

県内のひとり親家庭世帯数は増加傾向にあり、平成22年には17,820世帯、20歳未満の世帯員を含む世帯数の約10%を占めています。

ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、県内の母子世帯の母の約8割が就労している一方で、約6割が就労収入200万円以下という状況です。安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。

また、平成26年には、母子及び寡婦福祉法の改正により父子家庭への支援が拡充されるとともに、子どもの貧困対策に関する法律が施行されました。

親への就労支援、子育てと生活のための支援、経済的な安定のための支援、相談機能の充実等の総合的な支援を進めるとともに、子どもへの学習支援や父子家庭への支援の充実などにも積極的に取り組む必要があります。

◇5年後のめざす姿

すべてのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望をもって成長できる環境が整備されています。

◇主な取組内容

- ①ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②子育てと生活のための支援として、幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭の子どもたちの学習環境を整えます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④経済的な安定のための支援として、手当の支給や生活資金等の貸付けなどを実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図ります。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑥父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子の特性をふまえた各種支援を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】

 ひとり親家庭等の自立促進の一部については、「重点的な取組11 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

※ひとり親家庭等の自立促進の詳細については、附属資料2「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」をご参照ください。

(6) 障がい児施策の充実

◇現状と課題

①体制の整備

障がい児等療育支援事業により、身近な地域で療育指導等の相談支援を行っていますが、引き続き、ニーズに応じた療育に関する専門的な相談支援を行う必要があります。

自閉症・発達障がい支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を活かした後方支援を行う必要があります。

福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

②発達支援・療育の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子ども等に対して、子どもが育つ身近な地域で、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れなく行われるよう取り組む必要があります。

県立草の実リハビリテーションセンターでは、肢体不自由児を対象とした入院・外来診療、短期入所事業、重症心身障害児通園事業を行うとともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っています。小児科医師等の専門人材の不足が課題となっています。

県立小児心療センターあすなろ学園では、自閉症児、情緒障がい児、広汎性発達障がい児等精神および行動に疾病・障がいのある子どもを対象とした入院・外来診療とともに、地域への巡回相談等の地域支援を行っています。発達障がい児に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。

市町において発達障がい児等への適切な早期支援を行ってもらうため、総合的な相談支援体制の推進を働きかけています。そのため、総合相談窓口を担う専門的な市町職員等の育成のための長期研修の受入や、保育所等における発達障がい児等の早期支援ツールの普及・指導等を行っています。

児童相談センターでは、難聴児を対象とした相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした指導訓練等を行っています。

③特別支援教育等の充実

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数が年々増加するとともに、障がい
が重度・重複化、多様化する傾向にあります。特別支援学校では、自立と社
会参加の実現に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、きめ細かな
教育を行っています。今後も学習環境や教育課程のさらなる充実とともに、
教員の専門性の向上を図る必要があります。

小中学校、高等学校等の教員が、障がいのある児童生徒等の指導・支援や
発達障がい等の理解を深める必要があります、特別支援学校のセンター的機能に
よる支援が求められています。

幼稚園・保育所や小中学校等では、個別の指導計画や個別の教育支援計画
の作成・活用を促進し、障がいのある子どもの個々のニーズに応じた教育支
援の充実を図る必要があります。また、支援情報を途切れなく引き継ぎ、一
貫した支援を進めることが求められます。

◇5年後のめざす姿

障がい児の個々のニーズに応じた丁寧な支援体制が、地域における関係機関
の連携により構築され、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」が保障され
ています。

◇主な取組内容

- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」等に基づき、取組を進めます。【健康
福祉部ほか関係部局】

〔発達支援が必要な子どもへの対応について〕

発達が気になる子どもの割合は増加傾向にあり、社会における発達障がい
に対する認識度の高まりを受けて、発達障がい児等への支援ニーズが高まっ
ています。

 「重点的な取組14 発達支援が必要な子どもへの対応」として重点的に
取り組みます。

第5節 働き方（ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために）

（1）子育て期女性の就労に関する支援

日本の女性の就業率は30歳代の出産・育児期に低下しますが、「みえ県民意識調査」によると、20～50歳代の専業主婦等の90%以上が就労を希望しています。また、仕事と子育ての両立がしやすい環境にあるならば「子どもができて、ずっと働く方がよい」と考える方の割合が高くなっています。さらに、女性の社会進出が進んでいる国ほど、合計特殊出生率が高い傾向にあるという指摘もあります。

 「重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援」として重点的に取り組みます。

（2）長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進

県内において、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む企業は年々増加しているものの、いまだ3割前後にとどまり、企業規模が小さいほど取組が弱い傾向となっています。

 「重点的な取組10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」として重点的に取り組みます。

（3）マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり

いまだに第1子の出産を機に約6割の女性が退職しており、4人に1人は、職場に両立を支援する雰囲気がないことや勤務時間の問題など「仕事と育児の両立が難しいこと」を理由に挙げています。

また、出産経験がある働く女性の4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験している現状もあります。

 「重点的な取組10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」として重点的に取り組みます。

第6節 県民の意識の高まり、環境の整備等

(ライフステージ毎に切れ目のない対策を講じるために)

(1) 県民の意識の高まり、様々な主体による取組の促進

◇現状と課題

結婚や出産などについての理想と現実のギャップの解消に向けては、行政はもちろんのこと、県民の皆さんや企業、関係機関等の中で、少子化等の現状について危機感を共有し、対策の必要性について広く認識することが重要です。

また、既に少子化対策に資する取組や子育て支援等を行っている地域の活動団体等は数多くありますが、団体等における情報共有や連携は十分に行われているとは言えない状況にあることから、多様な主体の参画を得るためにもさらなる連携を図る必要があります。

◇5年後のめざす姿

多様な主体が少子化等に対する危機感、及び少子化対策や子どもの育ち、子育て家庭を応援する取組の必要性の認識を共有し、相互に連携しながらそれぞれの取組を継続、強化しています。

◇主な取組内容

- ①多様な主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」における意見交換や情報発信を促進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②子どもがいきいきと育ち、家庭が子育てに喜びを感じられるような社会の実現をめざして設置された「みえ次世代育成応援ネットワーク」をはじめ、地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する団体や企業を増やし、活発に活動できるような環境づくりを進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③みえの育児男子プロジェクト（重点的な取組8参照）の展開等により、企業をはじめとする意識の改革を促します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④12県で構成している「子育て同盟」における連携事業の実施など、他県と連携した取組を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤子どもと遊べる場所やイベント情報を含め、分かりやすいウェブサイトの活用などにより、少子化対策等に関する情報提供を強化します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(2) 安全・安心のまちづくり等環境整備

◇現状と課題

安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整えることが求められています。

良好な治安が保たれ、県民が安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境を整備するためには、地域住民による防犯ボランティア活動が極めて重要であり、関係機関、団体が連携を強化し、犯罪被害から子どもを守る活動を強化することが必要です。

また、安全で安心して子育てできる環境が脅かされている現状にある、子どもや高齢者等交通弱者が安心して生活できる環境が必要です。

さらに、子どもを含む自転車利用者や歩行者等、道路利用者の交通マナーが悪いことから、交通安全教育等を通じた遵法意識の醸成を図る必要があります。

加えて、ユニバーサルデザインの観点から、子どもや妊産婦、子育て中の方に対する配慮や支援を強化する必要があります。

◇5年後のめざす姿

地域住民の自主的な防犯活動を支援し、その活動を活性化・定着化させることにより、犯罪が減少し、県民が安心して子育てができ、次代を担う子どもが豊かに育つ環境が整うとともに、県内全域において、犯罪被害から子どもを守る活動の取組がなされています。

また、交通ルール遵守に係る機運の醸成による、道路利用者が主体となった安全・安心な交通環境の構築等により、安心して子育てができ、買い物等生活できる地域コミュニティが再形成されています。

さらに、子どもや妊産婦、子育て中の方にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいます。

◇主な取組内容

- ①防犯ボランティア団体を始めとする地域社会を支える様々な主体による子どもの見守り活動や自治体等による治安インフラの整備・拡充を促進することにより、犯罪を発生させない環境づくりを推進します。【警察本部】
- ②通学路を始めとした生活道路等において道路交通環境の整備を推進し、安全性の向上を図ります。【警察本部】
- ③街頭での幼児・児童に対する交通安全教育及び保護・誘導活動を推進するとともに、参加・体験・実践型の安全教育推進により乗車用ヘルメット着用とシートベルト・チャイルドシートの安全利用を促進します。【警察本部】
- ④現在策定中の「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」(平成27年度～30年度)に基づき、子どもや妊産婦、子育て中の方に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。【健康福祉部ほか関係部局】

(3) 安全で安心な情報環境の整備

◇現状と課題

スマートフォンを始めとする新たな情報機器やサービスが子ども・若者の間で急速に普及・浸透しており、「スマホへの利用依存」や、いわゆる「スマホ子守り」の問題も指摘されているほか、インターネット上でのいじめ等のトラブルが発生しており、情報モラルの低下や基本的な生活習慣への影響が懸念される状況にあります。また、インターネット空間には、子どもにとって有害な情報も氾濫し、コミュニティサイトの誤った利用をきっかけとする子どもの犯罪被害も多発しているほか、インターネットに接続可能なゲーム機の普及により、低年齢の子どもでも保護者の知らない間にインターネット環境にさらされている状況があります。

不安に感じる犯罪について「インターネット利用犯罪」が「空き巣等の侵入犯罪」に次いで2位に、犯罪に遭う危険を感じる場所には「路上」「繁華街」に次いで「インターネット空間」が第3位に位置づけされるなど、インターネット空間の危険性が県民に身近で不安を感じる要因となっています。(三重県の治安に関するアンケート)

◇5年後のめざす姿

子どもや若者が安全に安心してインターネットを利用し、スマートフォン等の利用依存にならないよう対策が講じられるとともに、ウェブサイト等から違法・有害情報等が削除され、インターネット空間の安全・安心が確保されています。

◇主な取組内容

- ①子どもや若者が使用する携帯電話端末等に対して、保護者等によるフィルタリング利用の徹底を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②三重県青少年健全者育成条例に基づき、携帯電話取扱店や書店等への立ち入り調査を実施し、子どもや若者が違法・有害情報に触れないように、適切な指導を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③子ども・若者に対する安全・安心なインターネット利用の啓発を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④家庭や学校からのネット被害の相談に対して、問題の早期解決を図るため、関係機関と連携した取組を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤サイバー犯罪の取締りやインターネット空間の浄化活動を行うサイバーパトロールを実施します。【警察本部】

(4) 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

◇現状と課題

三重県の総人口に占める外国人住民の割合は 2.21%と全国的にも高い状況にあります。ブラジル人等の日系定住外国人にあっては、ここ5年ほどは減少していますが、定住傾向が顕著です。また今後は、アジア系を中心に増加に転じることが予測されます。

外国人住民と日本人住民を比較すると、外国人住民は生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（14歳以下）の割合が高くなっています。年齢別では、現在子どもを産み育てている世代とその少し前の世代である、10～30歳代が外国人住民の約6割を占めています。また、年少人口の割合が全国で3位と高く、実際に子どもを産み育てている外国人住民とその子どもが多くなっており、子育て世代に対する環境づくりが大切です。

◇5年後のめざす姿

外国人住民にも日本人と同様に、妊娠・出産に関する支援制度等の情報が広まり、子どもを安心して産み育てることができる環境になっています。

◇主な取組内容

- ①外国人住民が三重県で生活していく上で必要となる基本的な行政や制度に関する情報や生活情報を提供する多言語ホームページにおいて、出産や子育てに関する情報を提供します。【環境生活部】
- ②外国人相談窓口担当者向け研修会において、出産や子育てにかかる医療、保健指導、発達相談、療育、保育などの専門機関の情報を提供するとともに、臨床心理士などの専門家による個別相談会を開催して、出産や子育てに悩む外国人夫婦の相談に応じます。【環境生活部】
- ③外国人住民が安心して医療機関にかかることができるよう、医療通訳制度のより一層の利用促進に向け、医療通訳者を育成する研修を開催するとともに、虐待、DV、発達相談等の健康福祉分野においても、生活支援サービスの充実につなげるため、児童相談所や女性相談所、保健所などの関係機関と連携して、専門的な知識を持つ通訳者の育成を図ります。【環境生活部】

第4章 重点的な取組

めざすべき社会像の実現に向けて、様々な課題のうち、解決を図る必要性和優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

また、「家族」が計画全体を貫く一つの視点であることをふまえ、それぞれの項目の中で『家族』の形成や機能を支える取組』について整理しています。

重点的な取組	
1	ライフプラン教育の推進
2	若者の雇用対策
3	出逢いの支援
4	不妊に悩む家族への支援
5	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
6	周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援
7	保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援
8	男性の育児参画の推進
9	子育て期女性の就労に関する支援
10	企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援
11	子どもの貧困対策
12	児童虐待の防止
13	社会的養護の推進
14	発達支援が必要な子どもへの対応

重点的な取組 1 ライフプラン教育の推進

(現状と課題)

核家族化が進行し、地域の結びつきも弱くなる中、子どもたちが、家庭を築き、家庭生活や家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。

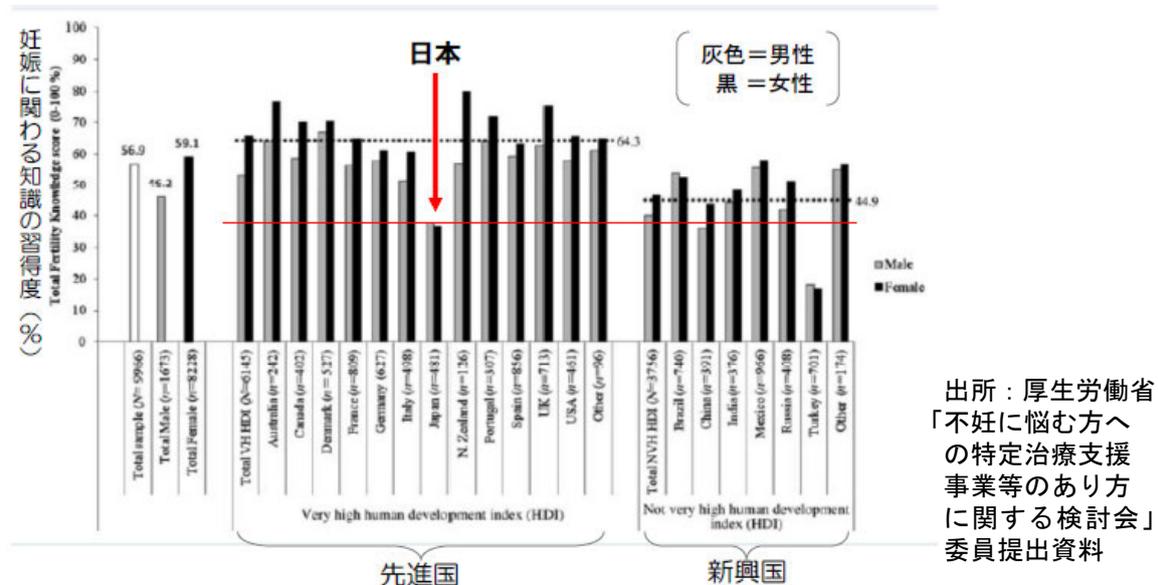
また、妊娠や出産に関して、不妊の原因の半分は男性にあるということや、医学的見地から妊娠・出産の適齢期があること※¹は十分に知られていません※²。結婚や妊娠、出産などについては個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ですが、医学的に正しい知識を知らないことにより、結果として妊娠・出産の希望が叶わないことは避ける必要があります。

これらのことから、子どもたちを含めた若い世代に、妊娠・出産や性に関する医学的に正しい情報等の提供や自らのライフプランを考える機会を提供することの必要性が高まっています。県では、平成26年度から、小中学生を対象として乳児ふれあい体験を行う市町を支援するほか、中学生へのライフプラン教育を行う市町に対して必要な経費の補助、成人式での啓発を行っています。

※¹ 女性の卵細胞は、年齢とともに老化をし、35歳前後から妊娠力が下がり始め、40歳を過ぎると妊娠はかなり難しくなります。また、流産や出産時のリスクも高くなります。ホルモンバランスがよく、子宮や卵巣の問題が少なく、心身、卵巣機能、卵細胞が元気な妊娠・出産の適齢期は女性にとって25歳から35歳前後と言われています。また、男性も年齢によって妊娠しやすさに違いがあるとの指摘もあります。

※² 内閣府「母子保健に関する世論調査」(平成26年7月)によると、20歳代の16.4%は、女性の年齢によって妊娠しやすさに違いがあることを「知らない」と回答している。

図表：妊娠に関わる知識の習得度（国・男女別）



(5年後のめざす姿)

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができています。

(主な取組内容)

- ①各市町や教育委員会等と連携した乳児とのふれあい体験などの取組を進めることにより、小中学生が乳児への愛着を育んだり家族観を醸成できるよう努めます。また、中学生へのライフプラン教育を推進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②高校生が家庭を築くことや子育てに関する意義を考えたり、妊娠・出産の医学的知識等を正しく身につけたりすることができるよう、保育体験の機会充実やライフプランや結婚、子育て等をテーマとした講演会の開催等を進めます。【教育委員会】
- ③県内の大学と連携し、大学生に対して妊娠・出産や性に関する正しい知識が身に付くよう、普及啓発を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④企業や経済団体等と連携し、企業の若手職員など卒業後の若者を対象として、妊娠・出産に関する正しい知識が身に付くよう普及啓発を進めるとともに、ライフプランとキャリアプランについて考える機会を提供します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
ライフプラン教育を実施している市町の割合※ ¹	34.5% (26年度)		
県立学校において、ライフプランや結婚、子育て等についての講演会や保育実習、専門医等の派遣※ ² 等を実施している割合	・保育実習 8校 (H26.10月現在) ・講演会 3校 (H26.10月現在) ・専門医等の派遣 12回 (H26.9月末現在)		

※1・・・妊娠・出産等についての医学的知識を持ち、自らの人生について考えることができる人を育てるためのライフプラン教育を実施している市町の割合（県健康福祉部子ども・家庭局調べ）

※2・・・妊娠・出産の医学的知識等を正しく身につけることができる生徒を育てるために、産婦人科医等専門医の派遣を行う。

(モニタリング指標)

項目	現状値
平均初婚年齢（県） （厚生労働省「人口動態統計特殊報告」）	男性 30.3 歳 女性 28.6 歳（平成 24 年）
出生児の母の平均年齢（第1子、県） （厚生労働省「人口動態統計」）	29.7 歳（平成 24 年）

「家族」の形成や機能を支える取組

家庭や子どもを持ちたいと考える子どもや大人に対して、妊娠・出産等に関する正しい医学的知識が身につけられるとともにライフプランについて考えられる機会が提供されるよう取り組みます。

重点的な取組2 若者の雇用対策

(現状と課題)

平成25年に総務省が実施した労働力調査によると、正規雇用として働く機会がなく、非正規雇用で働いている不本意非正規雇用の割合は、他の年齢層が10%台であるのに対し、25歳から34歳までの年齢層では30.3%と高くなっています。

また、平成25年の厚生労働白書では、30歳から34歳までの男性の既婚率は非正規雇用28.5%、正規雇用59.3%と大きく開きがあり、若い世代で年収300万円以下では既婚率が10%に満たないという現状について指摘されています。

第3回みえ県民意識調査によると、未婚の20歳代の9割以上の方が「いずれ結婚するつもり」と回答するなど、若い方の多くは結婚を希望していますが、男性の4割以上が「収入が少ない」ことを結婚していない理由として挙げています。

さらに、厚生労働省三重労働局によると、大学を卒業し三重県内企業に就職し3年以内に離職した方は、35.2%（平成26年4月25日現在）となっています。

これらのことから、若者の結婚についての希望を叶えるためにも安定した経済基盤を確保するための支援が重要となっています。

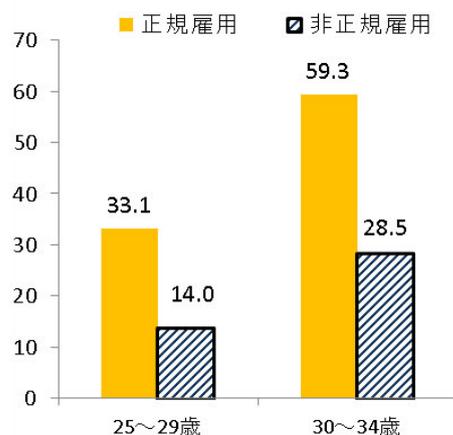
県では、「おしごと広場みえ」において若者の就労支援として、正規雇用を目指した、就職相談、セミナー等を実施しているところです。

これまで、不安定な雇用形態である非正規雇用の正規雇用化への取組は充分ではなく、今後は不本意非正規雇用に関する対策を進める必要があります。

さらに、県内高校卒業生で大学進学者のうち8割を占める県外大学への進学者に対するUターン就職の促進などについても取り組んでいく必要があります。

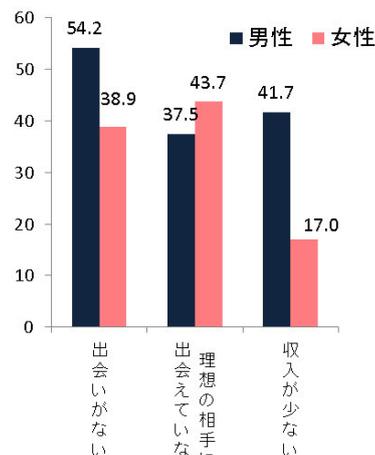
合わせて、若い世代の農林水産業への就業希望者は一定程度ありますが、定着率が他業種よりも低いことから、若者が安心して子どもを産み育てることができるよう就業・生活環境を整備する必要があります。

図：年齢別・雇用形態別にみた男性の有配偶率



出典：平成25年厚生労働白書

図：結婚していない理由（未婚）



出典：第3回みえ県民意識調査

(5年後のめざす姿)

結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっています。

(主な取組内容)

- ①若者が非正規雇用を安易に選択することを防止するため啓発を行うとともに、正規雇用への転換を希望する非正規雇用者に対する正規雇用への転換を支援します。【雇用経済部】
- ②県内企業に対して、正規雇用が企業にとっても有益で重要であることを認識、理解していただくための啓発等に取り組みます。【雇用経済部】
- ③おしごと広場みえにおいて中小企業の様々な魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進に取り組むなど、若者と中小企業との一層のマッチングを図ります。【雇用経済部】
- ④県内高校卒業生で大学進学者のうち県外大学へ進学している学生のUターン就職の促進などについて取り組みます。【雇用経済部】
- ⑤若者が安心して農林水産業へ参入できる環境づくりを進めます。【農林水産部】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
「おしごと広場みえ」 利用者の就職率	40.3% (平成25年度)		



(モニタリング指標)

項目	現状値
25歳～34歳の不本意非正規社員割合(国) (総務省「労働力調査」)	30.3% (平成25年度)
大学卒の3年後の離職率(県) (厚生労働省三重労働局職業安定部「新規学校卒業者の就職離職状況調査」)	35.2% (平成26年4月25日)
おしごと広場みえ利用満足度(「大変満足」、「満足」の回答割合)(県)	90% (平成25年度)

「家族」の形成や機能を支える取組

家庭や子どもを持ちたいと考える若者に対して、安定した経済基盤を確保できる就労環境づくりを進めます。

重点的な取組3 出逢いの支援

(現状と課題)

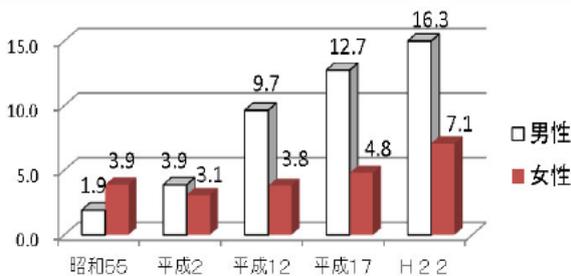
個人の結婚に対する考え方やライフスタイル、社会経済環境の変化などにより未婚化、晩婚化が進んでおり、少子化の大きな要因となっています。

「みえ県民意識調査」において、県民全体の幸福感をみると、過去3回の調査でいずれも既婚の方は未婚の方より幸福感が高いという結果が出ています。

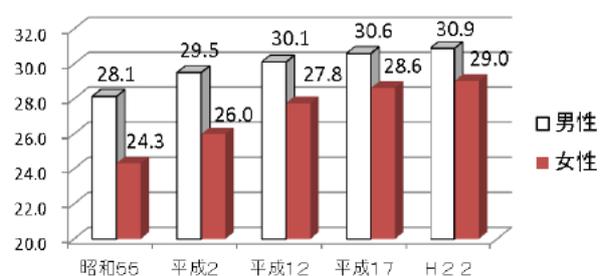
このうち、第3回調査（平成25年度）において、結婚に対する意識を調べたところ、20～30歳代の未婚者の8～9割の方が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、結婚に対する希望は若い世代を中心に非常に高くなっています。一方、県の生涯未婚率は上昇し続け、平均初婚年齢も年々高くなっていることから、理想と現実の間には深刻なギャップが生じている状況です。

前述の第3回調査において、未婚者に対して結婚していない理由を併せて聞いたところ、「出逢いが無い」、「理想の相手に出逢えていない」が上位を占めていることから、県民の結婚の希望を叶えるために「みえ出逢いサポートセンター」を設置し、市町等が取り組む結婚支援に関する情報提供を進めることとしており、結婚を希望する方に対して、これまで以上にさまざまな出逢いの機会に関する情報の提供が必要であるとともに、地域の企業や市町などが行う結婚支援の取組を活性化させ、社会全体で結婚を望む人を支援する地域づくりを進めることが必要です。

図表：県の生涯未婚率の推移（性別：％）

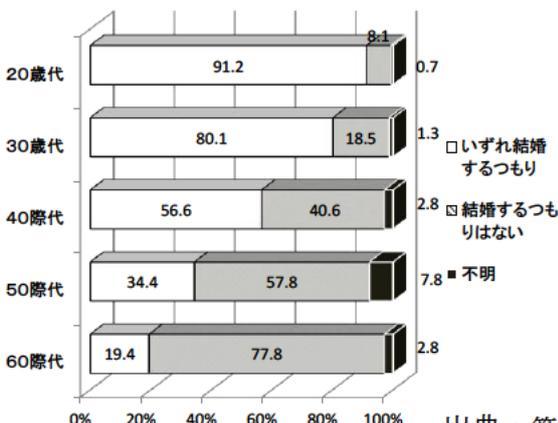


図表：県の平均初婚年齢の推移（性別：歳）

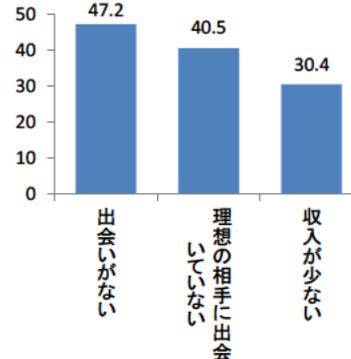


出典：人口統計資料集 2014（国立社会保障・人口問題研究所）

図表：結婚の意向[未婚者]（％）



結婚していない理由[未婚者]（％）



出典：第3回みえ県民意識調査（平成26年1月～2月実施）

(5年後のめざす姿)

結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っています。

(主な取組内容)

- ①結婚を希望する方に、数多くの出逢いの場が提供されるよう、みえ出逢いサポートセンターにおいて、各種の情報ツールを活用しながら、県内各地で開催される出逢いの機会（出逢いイベント等）について積極的に情報提供するとともに、特に若い人を中心に、結婚の意義や良さを認識していただく啓発等を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②市町や商工団体、観光団体などに対して、結婚を支援する取組の活性化を図るため、情報提供や結婚支援イベントの運営などにかかる支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③南部地域では独身男女の出逢いの場が特に少ないことから、南部地域各市町における独身男女の出逢いの場づくりなどに関する取組の支援を行います。【地域連携部南部地域活性化局】
- ④従業員の結婚支援に取り組もうとする企業に対して、その取組の一助となるよう、出逢いの場の情報提供などの支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

(計画の目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
出逢いの場の情報提供数*	21件 (平成26年10月)		
結婚支援に取り組む市町数	11市町 (平成25年11月)		

※みえ出逢いサポートセンター等における提供数

(モニタリング指標)

項目	現状値
平均初婚年齢（県） (厚生労働省「人口動態統計特殊報告」)	男性 30.3 歳、女性 28.6 歳 (平成 24 年)
婚姻件数（県） (厚生労働省 人口動態統計)	8,844 件 (平成 25 年)
生涯未婚率（県）(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」)	男性 16.29%、女性 7.09% (平成 22 年)

「家族」の形成や機能を支える取組

結婚を希望する方の結婚に向けた活動を支援するほか、様々な主体に家庭や子どもを持つことの良さや結婚支援の必要性を認識していただくことにより、取組の活性化を図ります。

重点的な取組 4 不妊に悩む家族への支援

(現状と課題)

晩婚化の進展とともに子どもを希望しても授かれずに悩む夫婦が増えており、不妊治療を希望する方は増加しています。

しかし、特定不妊治療は、高額な医療費がかかり、保険も適用されません。また、不育症は、治療方針が一定ではなく難解な疾患であることから、検査や治療の多くが保険診療対象外となっています。

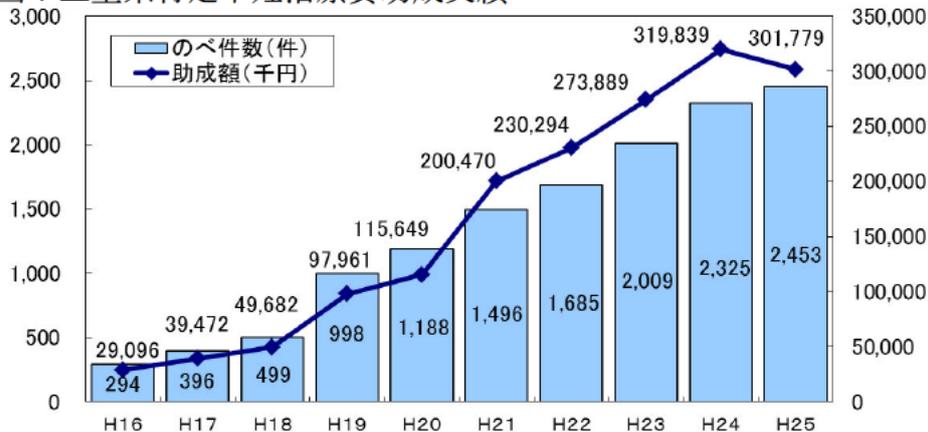
また、不妊の原因の半分は男性にあることは広く知られていないことから、不妊に悩む夫婦の大半は、まず妻が産婦人科を受診し、妻に原因がないと分かって初めて夫の検査や治療を行うケースが多いのが現状です。

これらのことから、不妊や不育症に悩む夫婦は、経済的な負担を強いられるとともに、精神的にも不安を抱えていることが多くなっています。

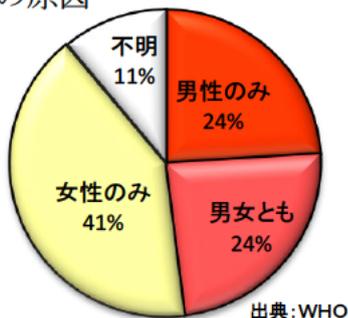
県では、平成 26 年度から男性の不妊治療にかかる助成制度を実施し、女性だけでなく男性も一緒に治療に参加するという意識の高まりや環境づくりを進めています。

県民の妊娠・出産についての希望が叶えられるよう、特定不妊治療や不育症治療等を受けた夫婦に対して費用の一部を助成することにより、不妊や不育症に悩む夫婦を経済的に支援するとともに、専門的な相談により精神的な負担を軽減する必要があります。

図：三重県特定不妊治療費助成実績



図：不妊の原因



(5年後のめざす姿)

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっていきます。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっています。

(主な取組内容)

- ①不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、不妊専門相談センターにおいて不妊や不育症に関する相談や、不妊や不育症の治療に関する情報提供を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の上乘せ助成事業を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③男性不妊治療や第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加や不育症治療等に対する助成事業を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数	19市町 (平成26年度)		



(モニタリング指標)

項目	現状値
不妊専門相談センターへの相談件数(県)	285件 (平成25年度)

「家族」の形成や機能を支える取組

不妊に悩む夫婦に対して、安心して相談・治療できる体制づくりに取り組みます。また、不妊の原因の半分は男性にもあることから、女性だけが悩むことの無いように、正しい情報の普及に努めます。

重点的な取組5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(現状と課題)

県内では、1歳6か月児健診を受診する保護者のうち、1人も相談相手がいないう方が毎年100人程度いると推計^{*1}されるなど、妊産婦や育児中の親等の孤立が問題となっています。特に産院退院直後は体調が回復していない段階で初めての育児や環境変化への適応等、産婦の悩みや孤立感が高まり、このことが第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘^{*2}があります。

また、児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があると指摘されています。

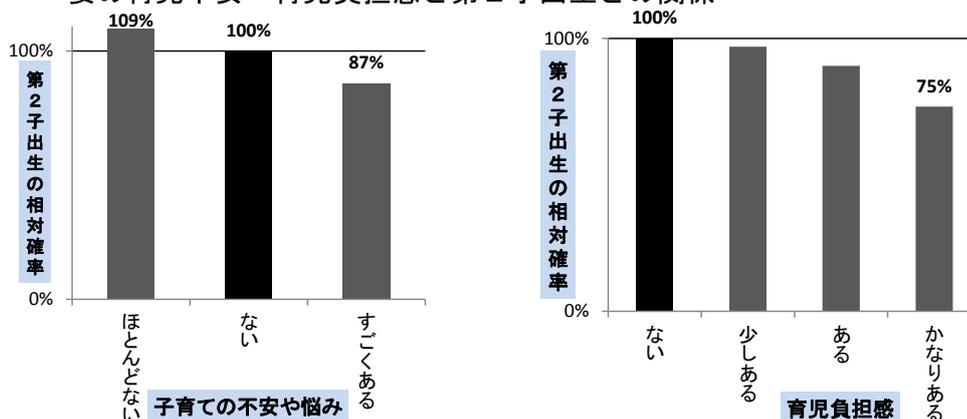
一方で、現在行われている市町母子保健事業のなかでもっとも手薄となっている時期が産院から退院した直後のケア体制となっています。29市町で乳児家庭全戸訪問事業を実施していますが、その後のフォローを行う養育支援訪問事業の実施に至っていない市町もあります。

これらのことから、妊娠の経過や子どもの成長過程に応じて産婦人科医、小児科医、助産師等や市町の保健師などがそれぞれ提供するサービスを強化するとともに、例えばフィンランドで提供されている「ネウボラ」のように、妊産婦・乳幼児ケアが全ての家族に対し継続的に提供され、利用者がワンストップで利用できる仕組みづくりが重要となっており、母子保健の実施主体である市町の体制や取組に差があることもふまえ、市町の取組や仕組みづくりに向けた支援が必要となっています。

※1 1歳6か月児健診を受診した保護者を対象としたアンケート調査。平成25年度の調査(n=1,692)によると、「日常の育児で相談相手はいますか。」との質問に1人も「いない」と回答した割合は0.6%。

※2 「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)に基づき作成。第1子が6か月の時点における妻の育児不安と育児負担感が第2子の出生とどのように関わるかを調査しており、子育ての不安や悩みが「少しある」と回答した女性を基準とすると、「すごくある」と回答した女性の第2子の出生確率は低く、同様に育児負担感が「かなりある」層も低くなっている。

図表 妻の育児不安・育児負担感と第2子出生との関係



(5年後のめざす姿)

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが進んでいます。

(主な取組内容)

- ①各市町の実情に応じて、産婦人科、小児科、助産師、子育て支援センター等の既存の資源をネットワークでつなぎ、切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくりを支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大をはかります。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
日常の育児について相談相手のいる親の割合*	99.4% (平成26年度)		
妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町の割合	75.9% (平成26年度)		
訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町の割合	6.9% (平成26年度)		

※1歳6か月児健診を受診した保護者を対象としたアンケート調査で「日常の育児で相談相手はいますか。」との質問に「1人もいない」と回答した保護者以外の割合。

(モニタリング指標)

項目	現状値
妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携をした市町の割合	75.9% (H26年度)
5歳児検診等を実施する市町の割合	

「家族」の形成や機能を支える取組

出産前後の家族のうち、課題のある家族だけへの支援（ハイリスクアプローチ）だけではなく、全ての家族への支援（ポピュレーションアプローチ）を進めます。

重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

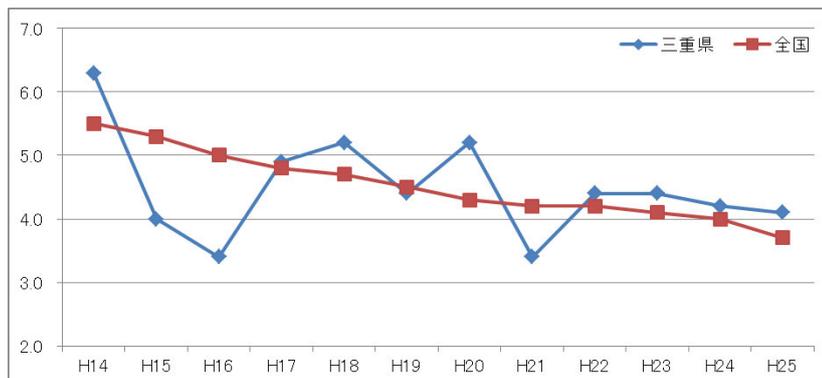
(現状と課題)

本県の人口10万人あたりの産科・産婦人科、小児科の医師数、出産1000あたりの分娩取扱い病院に勤務する産科・産婦人科、小児科の医師数が全国平均を下回っており、周産期医療を担う人材の確保と育成を進めていく必要があります。

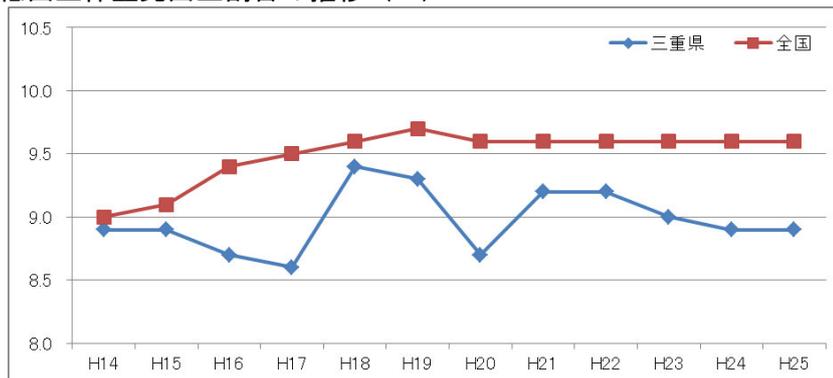
また、女性の晩婚化・出産年齢の高齢化などの社会情勢の変化に伴い、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊産婦や低出生体重児に対する医療需要が増大しているため、リスクの高い分娩に対応する県内5つの周産期母子医療センターのネットワーク体制の構築やNICU等の設備整備、新生児ドクターカーの運用などにより、周産期医療体制を充実していく必要があります。

さらに、医療の高度化により救われる命が増えている中で、長期入院を要する小児の在宅移行への支援や、医療的ケアが必要な子どもの在宅での療育・療養支援が必要となっています。

図表：周産期死亡率の推移（出産1000対）



図表：低出生体重児出生割合の推移（%）



(5年後のめざす姿)

必要な産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。また、安心して健やかに医療的ケアが必要な小児が育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われています。

(主な取組内容)

- ①医師修学資金貸与制度および研修医研修資金貸与制度の活用等により、産婦人科医や小児科医等、専門医の養成・確保を進めるとともに、認定看護師や助産師等の周産期医療を担う専門性の高い人材の確保と育成を進めます。【健康福祉部医療対策局】
- ②高度で専門的な周産期医療を効果的に提供する総合的なネットワーク体制を構築するために必要となる調査・研究を行います。【健康福祉部医療対策局】
- ③ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援します。【健康福祉部医療対策局】
- ④重症の新生児に対し高度で専門的な医療を提供するための新生児ドクターカー（すくすく号）の運用を行います。【健康福祉部医療対策局】
- ⑤医療的ケアが必要な小児が在宅で療育・療養するために必要となる保健・医療・福祉・教育等の連携体制や人材の育成を支援します。【健康福祉部医療対策局】

(計画の目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
出産1万あたりの産科・産婦人科医師数※ ¹	96人 (平成24年)		
就業助産師数※ ²	359人 (平成24年)		
周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率	88.2% (平成25年)		

※1、※2 2年毎に確認する指標です。

(モニタリング指標)

項目	現状値
周産期死亡率(出産1000対)(県)	4.1(平成25年)

「家族」の形成や機能を支える取組

病気を抱えた子どもを持つ家族に対して、安心して子育てできるように、関係機関の連携を進めるとともに、周産期医療や在宅医療に関する環境整備を進めます。

重点的な取組7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

(現状と課題)

県内の保育所において待機児童が発生しやすいのは、0～2歳の低年齢児です。平成26年10月現在、保育士の配置基準は、0歳児が児童おおむね3人に保育士1人、1・2歳児がおおむね6人に1人となっており、低年齢児保育を充実するためには、多くの保育士を必要とします。特に低年齢児は、母親の職場復帰により年度途中で入所希望が増えることから、受け入れに支障が生じないように年度当初から保育士を確保しておく必要があります。そのためには県内の保育団体、指定保育士養成校、ハローワーク等と連携し、保育士の就職ガイダンスや就職フェアの開催、潜在保育士の就職相談を行うとともに、就業支援や処遇改善により保育士が働きやすい環境を整備する必要があります。

また、子どもが病気になったとき、仕事を休んで子どもの世話ができればそれが一番良いことですが、どうしても仕事を休めないとき、子どもを預けることができる病児・病後児保育が求められています。病児・病後児保育に取り組む地域は平成26年度上半期で18市町、また、ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かり事業は10市町、両方合わせると20市町にとどまり、病児・病後児保育に対応する市町を拡大する必要があります。

さらに、子どもが小学校に入学すると、預け先が確保できないなど仕事と子育ての両立が困難であるとの理由から、子どもが小学生になるのを機に働き方を見直さざるを得ない、いわゆる「小1の壁」といわれる現象も発生しています。放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後児童クラブや放課後子ども教室を開設しています。小規模クラブへの支援の充実など、市町や保護者の要請に的確に対応していく必要があります。

親世代と同居または住まいが近接しているほうが子どもの数が多いという調査結果もあることから、祖父母の子育て支援を後押しすることも必要となる一方、子育て世代の全ての方が祖父母の支援を受けられるとは限られないことから、これまで以上に地域や社会が子どもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。

これまでの少子化対策は、どちらかという共通働き夫婦を対象とした保育サービスの提供による就労支援等が中心でしたが、これからは就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要となっています。

また、第3子以上を持ちたいと考える家族が、経済的な負担が大きいため希望の子どもを持つことを躊躇しているのではないかと指摘があります。

地域や社会では、すでに子どもの育ちや子育て家庭の支援を行っている団体や企業等がありますが、これらの取組を継続的な活動に発展させていく必要があります。

(5年後のめざす姿)

低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができています。

(主な取組内容)

- ①保育士・保育所支援センターにおいて、就職ガイダンスや就職フェアの開催、潜在保育士の就職相談など、保育士確保に向けた取組を進めるとともに、保育士の処遇改善等に努めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②年度途中の入所希望に対応するため、年度当初から保育士を確保する際の、低年齢児保育の保育士加配を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③病児・病後児保育の施設整備等を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④放課後児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤子育て家庭を支える人材の育成や祖父母世代の子育て支援を行うための取組のほか、地域で活動している子育て団体の取組について、市町と連携して子育て家庭のニーズに応じた支援を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑥多子世帯における経済的支援の必要性について、国に対して提言します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
待機児童数(県)	48人 (平成26年4月1日)		
放課後児童クラブ・放課後こども教室を設置する小学校区の割合(県)	88.0% (平成26年5月)		

(モニタリング指標)

項目	現状値
保育士の平均勤続年数(県)	9年2か月(平成25年)
低年齢児(0~2歳)保育所利用児童数(県)	(調査中)
病児・病後児保育所の実施地域数※(県)	20市町(平成26年)

※広域利用、ファミリー・サポート・センター対応も含む

「家族」の形成や機能を支える取組

夫婦が共働きの子育て家庭に対して、安心して仕事ができるように低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策を進めるとともに、専業主婦(夫)家庭も含め、子育ての負担や不安を軽減できるような子育て支援策を進めます。

※子ども・子育て支援事業支援計画に関する取組の詳細については、附属資料1をご参照ください。

重点的な取組8 男性の育児参画の推進

(現状と課題)

第3回みえ県民意識調査によると、父親の育児参画に関する意識について、男性は女性より「積極型」(父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき)と回答する割合は低いものの、「許容範囲型」(父親は時間の許す範囲で、育児をすればよい)も合わせると、およそ9割の方が父親も育児に関わるべきと考えています。

また、年齢層が低くなるにつれ「積極型」の割合が高くなっています。

さらに、夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果や、夫が育児参画していないと第3子の女性の出産意欲は低下するという調査結果もあります。

しかしながら、職場においては長時間労働やパタニティ・ハラスメント等も存在する中で、男性の育児参画が十分に進んでいない状況にあり、地域の絆の希薄化や核家族化が進む中で、結果として、母親の育児に関する負担感は大きくなっているものと考えられます。

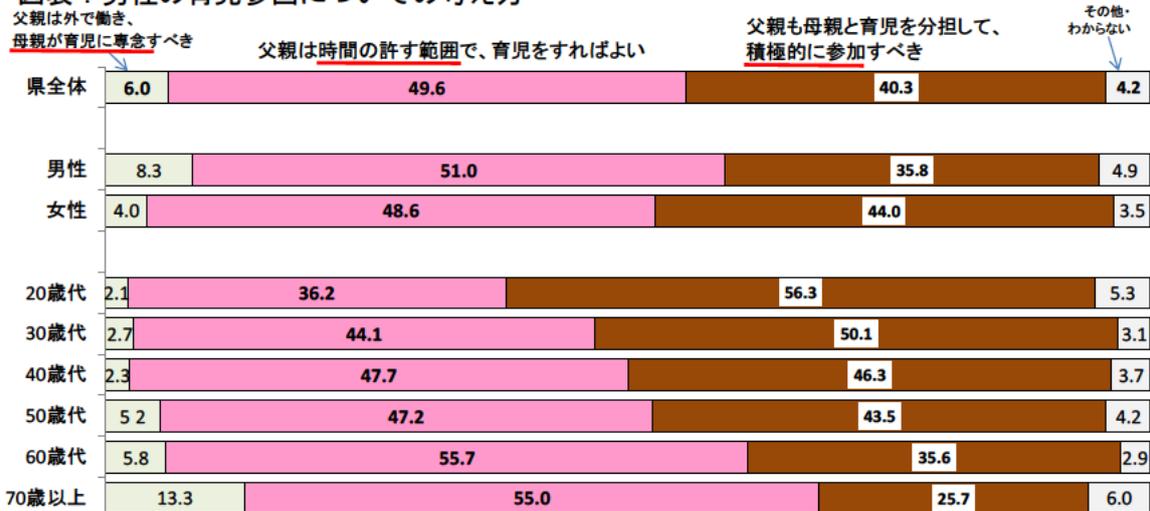
そのほか、子どもの頃の自然体験が豊かな人ほど、大人になっても「最後までやり遂げたい」という意志や「もっと深く学びたい」という意欲が強いという調査結果もあり、子どもの生き抜く力を育てる推進役として、男性の積極的な育児参画が求められています。

また、男性自身が家事や育児を楽しむことが家族の幸せにつながるという指摘もあります。

こうしたことから、本県においては、男性の育児参画の意識を高めるため、「みえの育児男子プロジェクト」を進めているところです。

今後も、夫婦が希望する人数の子どもを産むことができる環境づくりや男性が育児に進んで取り組むことができる環境づくりを進めるために、男性の育児参画の必要性に関する普及啓発や人材の育成、企業等への働きかけが必要となります。

図表：男性の育児参画についての考え方



出典：第3回三重県民意識調査

(5年後のめざす姿)

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになっていきます。

(主な取組内容)

- ①男性の育児参画についての機運を高めるため、男性の育児参画に関する活動の紹介や情報交換等を行う機会の提供を進めるほか、子育て中の男性や子育て中の従業員を抱える上司（イクボス）の取組や事例等の周知等を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②男性の育児参画の重要性について、県民の皆さんに対する啓発活動を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性が積極的にかかわることのできる環境づくりを進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性)※1	4.2% (平成25年度)		

※1…三重県内事業所労働条件等実態調査(雇用経済部)

(モニタリング指標)

項目	現状値
男性の家事・育児時間(県) (総務省「社会生活基本調査」)	45分 (平成23年)

「家族」の形成や機能を支える取組

家庭で安心して子育てしたいと希望する夫婦のために、男性の育児参画の重要性について、企業をはじめ地域社会に対して啓発するとともに、積極的に育児参画したいと希望する男性に対する支援を進めます。

重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援

(現状と課題)

日本の女性の就業率は30歳代の出産・育児期に低下し、子育てが一段落した40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いており、他の先進国に比べるとその傾向が顕著となっています。

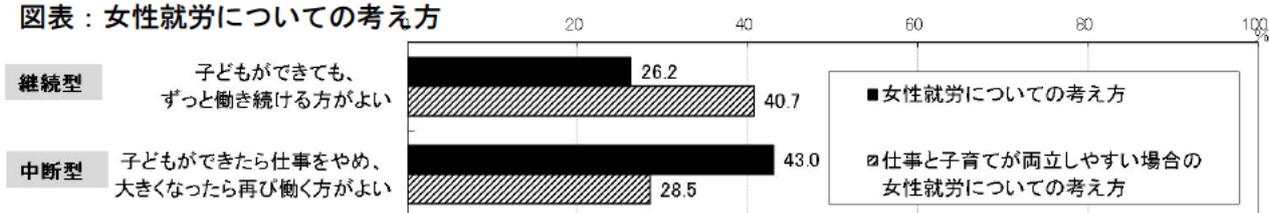
一方、「みえ県民意識調査」によると、20～50歳代の専業主婦等の90%以上が就労を希望するなど、子育て期女性の就労ニーズは高くなっています。

また、女性就労についての考え方は「中断型」（子どもができたらず仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい）の割合が「継続型」（子どもができて、ずっと働き続ける方がよい）よりも高くなっていますが、仕事と子育ての両立がしやすい環境にあるとするならば、という条件を付けると「継続型」が「中断型」を上回る結果となっています。

さらに、ライフプラン・キャリア教育を受けた女子学生は「継続型」を希望する割合が高い傾向にあるとの指摘があるほか、子育て期の女性は短時間勤務等の柔軟な働き方を希望する傾向も見られます。

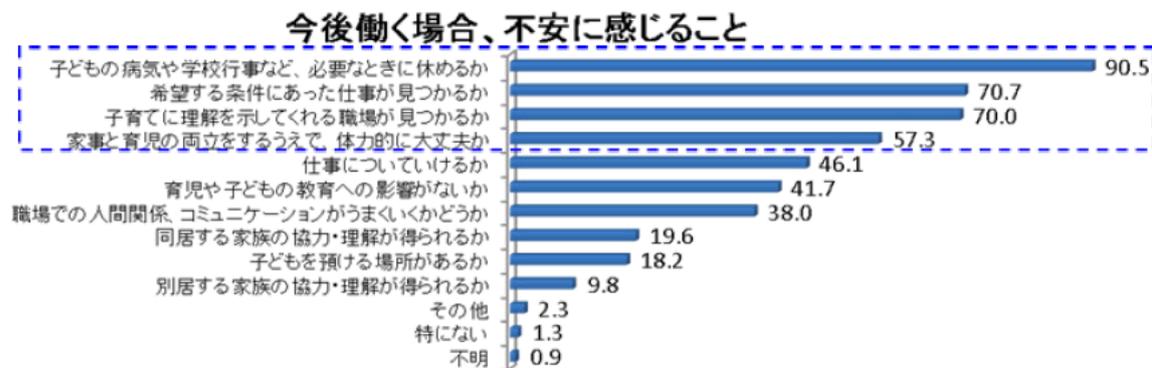
OECD諸国では女性の労働参加率が高いほど合計特殊出生率が高い傾向にある（平成18年版男女共同参画白書）とされていることなどもふまえ、妊娠・出産・子育て等と両立しながら就労を希望する女性への支援が必要となっています。

図表：女性就労についての考え方



出典：第3回みえ県民意識調査

図表：今後働く場合、不安に感じること



出典：子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査（平成25年度）（県雇用経済部）

(5年後のめざす姿)

就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できています。

(主な取組内容)

- ①学生が妊娠・出産・子育て等のライフプランとキャリアデザインを考える機会の提供を支援します。【雇用経済部】
- ②女子学生が県内企業で働き続けることができる、また再就職後の女性が希望する形で就労継続が叶う労働環境づくりを支援します。【雇用経済部】
- ③再就職後の女性の非正規雇用から正規雇用への移行など、安定就労するために必要なスキルの習得、能力に応じたキャリアアップ、子育てと仕事を両立しているロールモデルとの交流による学習機会の提供などの支援を行います。【雇用経済部】
- ④再就職した女性に対して、再就職後の課題等を把握し、解決に向けたフォローアップを行います。【雇用経済部】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
女子学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数	0校 (平成26年度)		

(モニタリング指標)

項目	現状値
25~44歳女性の就業率(県) (総務省「就業構造基本調査」)	58.3% (平成24年)

「家族」の形成や機能を支える取組

仕事と子育ての両立を希望する女性に対して、出産後の就労継続や再就職支援などの取組を進めます。

重点的な取組 10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援

(現状と課題)

「みえ県民意識調査」によると、男性の9割近くは「積極的に参加すべき」、「時間の許す範囲で育児をすればよい」と回答するなど、父親も育児に関わるべきと考える一方で、末子が就学前の男性の6割以上が一週間に49時間以上働き、帰宅時刻が20時以降の割合が4割程度となっています。

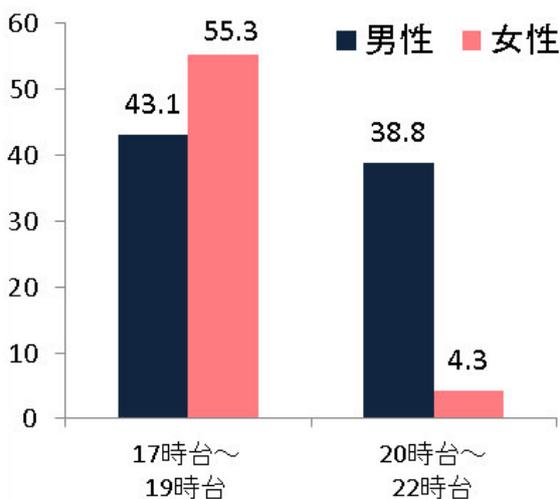
また、いまだに第1子の出産を機に約6割の女性が退職している現実があり、その理由として4人に1人は「仕事と育児の両立が難しかった」と回答しています(国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)。両立が難しかったという具体的な理由としては、職場に両立を支援する雰囲気になかったことや勤務時間の問題を挙げる方が多くなっています。

さらに、働く女性の4人に1人がマタニティ・ハラスメントを経験しているという状況もあります。

加えて、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)に取り組む企業は、年々増加しているものの、3割前後にとどまり、企業規模が小さいほど取組が弱い傾向となっている(三重県内事業所労働条件等実態調査)とともに、取組項目の一つである長時間勤務の縮減については、所定外労働時間が年々増加している傾向にあります(毎月勤労統計調査)。

このため、男性の育児参画、女性が働き続けることができる環境づくりなどのため、企業による仕事と子育てとの両立に向けて、制度と機運の両面から取り組む必要があります。

図：末子が就学前の方の帰宅時刻



出典：第3回みえ県民意識調査

〇ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の割合					
年度	取組企業の割合	従業員規模			
		10～29人	30～49人	50～99人	100～299人
22年度	23.4%	21.2%	24.9%	20.7%	33.2%
23年度	27.1%	16.1%	25.6%	22.0%	36.3%
24年度	28.6%	16.4%	22.0%	28.2%	33.4%
25年度	31.8%	14.5%	27.0%	24.3%	34.2%

出典 県事業所労働条件実態調査

(5年後のめざす姿)

安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「育ボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えています。

(主な取組内容)

- ① 所定外労働時間の削減や育児休業の取得促進など子育てしながら安心して働くことができる職場づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組を促進します。【雇用経済部】
- ② 地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、活発に活動されるような環境づくりを進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③ マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントのない職場づくりに向けた企業の取組を支援します。【環境生活部】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合	31.8% (平成25年度)		



(モニタリング指標)

項目	現状値
労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相談件数(県)※ (三重労働局雇用均等室)	40件 (平成25年度)

※出所：三重労働局雇用均等室「男女雇用機会均等法の施行状況」における不利益取扱い（9条）と母性健康管理（12条、13条）の合計値

「家族」の形成や機能を支える取組

仕事と子育ての両立を希望する家庭を支援するため、企業に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進や両立支援の風土づくりなど様々な働きかけを図ります。

重点的な取組 11 子どもの貧困対策

※子どもの貧困対策に関しては、平成27年度に「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」を策定する予定です。ここでは現時点の内容を記載しており、「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」の策定をふまえ、改定する予定です。

(現状と課題)

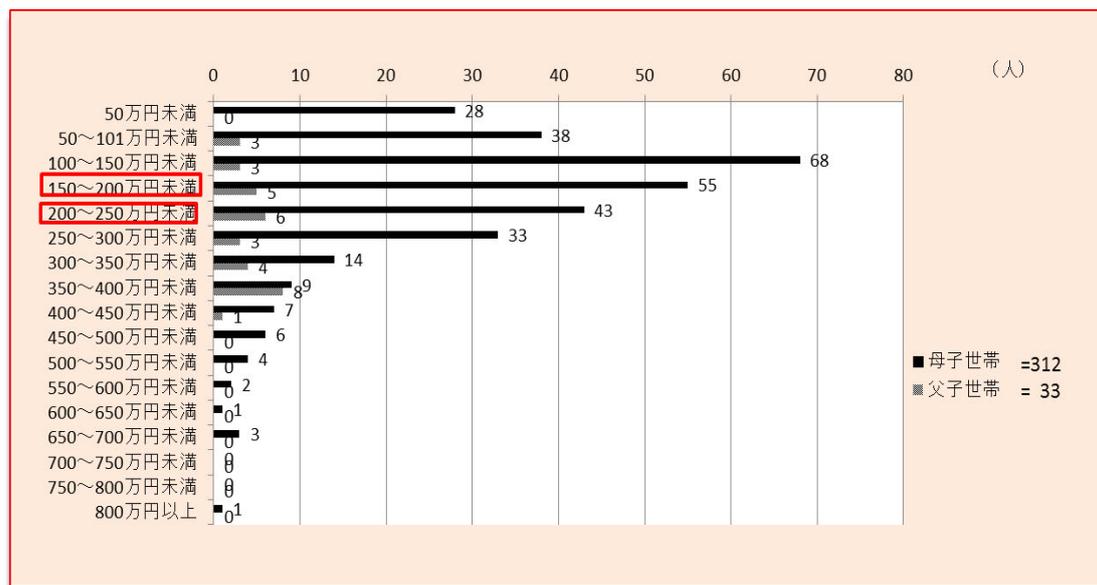
平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」(全国)は平成24年時点で16.3%、大人が1人のひとり親家庭では、54.6%と過去最悪となっています。(平成25年国民生活基礎調査)

ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、県内の母子世帯の母の約8割が就労している一方で、約6割が就労収入200万円以下という状況です。安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。

また、生活保護世帯の中学生の高校進学率は、一般世帯と比較して低い傾向にあるなど、いわゆる「貧困の連鎖」防止に向けて取り組む必要があります。

貧困の連鎖を断ち切るためにも、子どもの貧困の実態をふまえて、総合的な対策を推進する必要があります。

三重県のひとり親世帯の就労収入



平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査(平成26年7月1日現在 回答391名)

母子世帯: 中央値「150~200万円未満」 父子世帯: 中央値「200~250万円未満」

(5年後のめざす姿)

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られています。

(主な取組内容)

- ①学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの効果的な配置を進めていくとともに、地域による学習支援の活動を推進します。また、ひとり親家庭の子ども等、支援を要する緊急度の高い子どもに対して、学習支援を行います。【教育委員会】
【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③生活困窮家庭の子どもについて、生活保護法または生活困窮者自立支援法に基づき相談、支援を行います。また、ひとり親家庭等が集い、情報交換を行うとともに、互いの悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④母子父子寡婦福祉資金による子どもの進学資金等の貸付けを行うとともに、児童扶養手当の適正な支給を行います。また、生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。【健康福祉部】
【健康福祉部子ども・家庭局】

(計画の目標やモニタリング指標)

子どもの貧困対策に関する計画の目標やモニタリング指標については、例えば次の項目が考えられます。

- ・就学援助率※ 現状値 11.3%
 ※公立小中学校を対象として、要保護児童生徒数¹と準要保護児童生徒数²を合わせた児童生徒数の全児童生徒数に対する割合
 - 1 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
 - 2 準要保護児童生徒数：市町教育委員会が要保護に準ずる程度に困窮していると認める児童生徒数
- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率 現状値 91.9%
- ・児童扶養手当受給者数 14,811人

※ひとり親家庭等の自立促進に関する取組の詳細については附属資料2「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」をご参照ください。

重点的な取組 12 児童虐待の防止

(現状と課題)

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成21年度以降、毎年過去最高を更新しており、平成25年度には1,117件となっています。

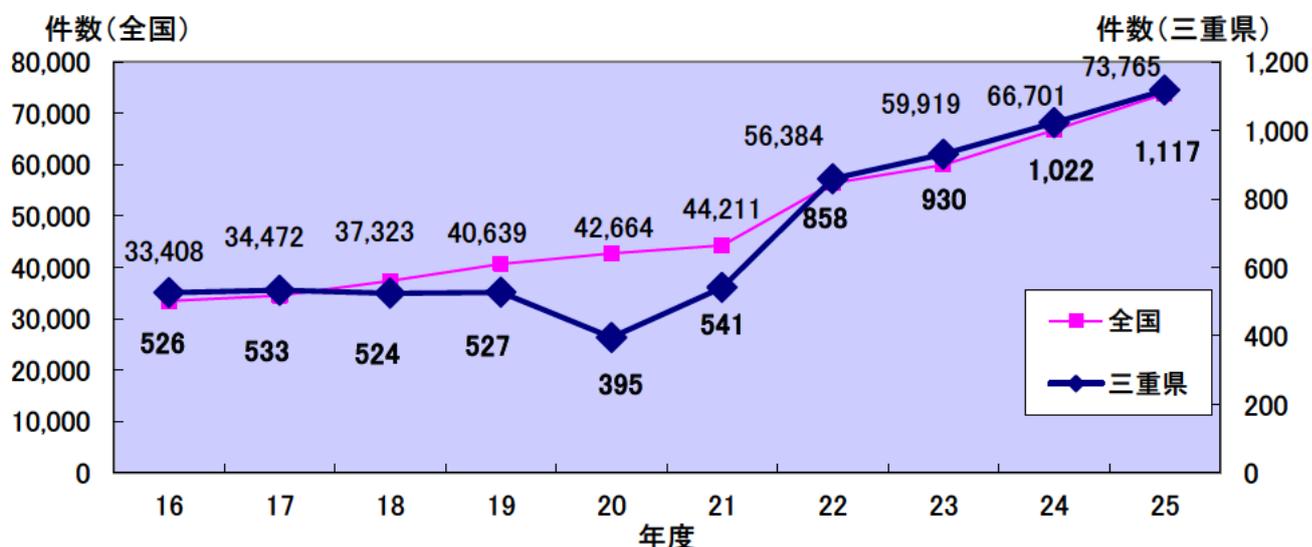
また、虐待者の6割弱が実母で、被虐待児童の約半数が0歳から5歳の乳幼児となっているなど、子育て中の母親に育児をはじめとするさまざまなストレスがかかることが虐待を誘発している現状があります。

特に、生命の危険を伴う乳児への虐待においては、望まない妊娠など妊娠期からのリスクが大きな要因となっており、虐待予防に向けて、医療と保健、福祉との一層の連携強化が課題です。

虐待通告時の初期対応の的確性、客観性を高めるために開発したリスクアセスメントツールに加え、初期対応以降における児童・家庭への的確な支援を行うためのアセスメントの充実が必要となっています。

市町における児童相談体制の強化に向けて、引き続き、定期協議の充実を図るなどしながら、市町においてその規模、実情に応じた体制、取組が実現できるよう支援を行うことが必要です。

○児童虐待相談対応件数の年次推移



(5年後のめざす姿)

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。

(主な取組内容)

- ①妊娠期からの虐待予防に向けて、望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する適切な支援を行うとともに、望まない妊娠の予防に向けた取組を推進します。併せて、市町、医療機関等との連携により特定妊婦を早期に把握し、必要な支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②児童虐待への的確な初期対応とともに、その後の再発防止、家族の再統合など家族支援に向けた適切なアセスメントを行い、関係機関による支援を的確に実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③市町の児童相談体制の強化に向け、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成支援の取組を充実します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④市町をはじめとする関係機関の連携強化を図るため、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化にむけた各市町の取組を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
児童虐待により死亡した児童数	0人 (平成25年度)		



(モニタリング指標)

項目	現状値
児童虐待相談対応件数(県)	1,117件 (平成25年度)

「家族」の形成や機能を支える取組

出産後の家庭は子育ての不安が大きいため、虐待が起きないように見守るとともに、虐待予防のための様々な取組のほか、虐待があった家族の再統合の支援や、被虐待児への家庭的ケアなどを進めます。

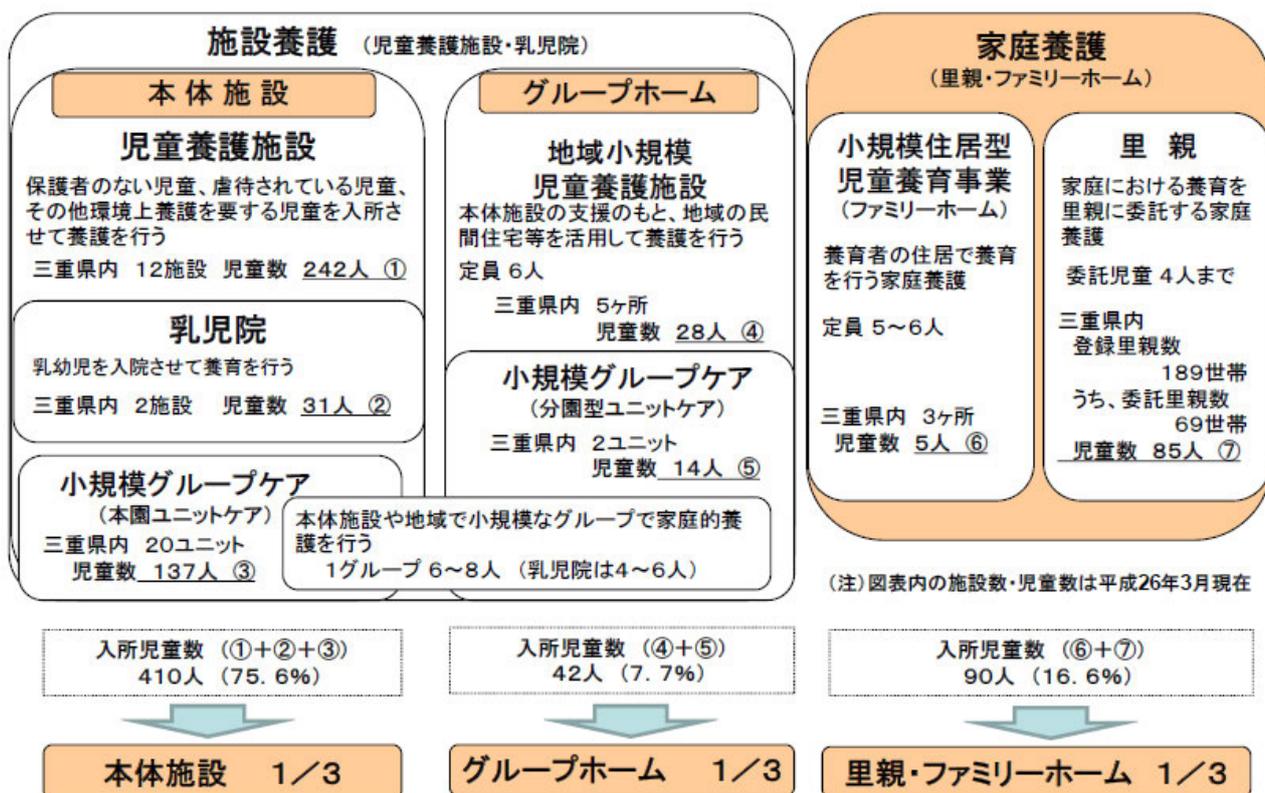
重点的な取組 13 社会的養護の推進

(現状と課題)

虐待や親の養育困難など、さまざまな事情により社会的養護が必要な子どもたちがいます。そうした子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくため、里親やファミリーホームといった家庭養護での養育を優先的に検討するとともに、施設養護においても、できる限り家庭的な養育環境を提供していく必要があります。

三重県における社会的養護の現状は、平成26年3月現在で、540人の要保護児童が施設本体に410人、グループホームに40人、里親・ファミリーホームに90人と、その割合はおおよそ10:1:2であるところ、15年後には1:1:1にしていくことをめざし、今後、施設本体の小規模化（定員45人以下）・小規模グループケア化、グループホームの創設、及び里親・ファミリーホームへの委託の推進を図っていく必要があります。

三重県の社会的養護の現状とめざす方向



(5年後のめざす姿)

社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」(平成26年度策定)に基づき、児童養護施設等本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設の無い地域への分散化、及び里親・ファミリーホームの新規開拓・委託が進んでいます。

(主な取組内容)

- ①市町や里親支援専門相談員等との連携を密にし、1中学校区1里親委託をめざして、里親制度の周知を図るとともに、新たな里親開拓に取り組みます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②里親に対する相談・交流支援の充実を図るとともに、里親に対する研修を充実し、養育技術の向上等を図ります。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③児童養護施設・乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するため、計画的に施設整備を促進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④要保護児童の自立支援や家庭復帰に向けて、施設の職員体制の充実や人材育成を支援します。【健康福祉部子ども・家庭局】

(計画の目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
グループホームでケアを受けている要保護児童の割合	7.7% (平成26年3月)		
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合	16.6% (平成26年3月)		

(モニタリング指標)

項目	現状値
要保護児童数(県)	504人 (平成26年3月)

「家族」の形成や機能を支える取組

様々な理由により、家族と暮らすことができない子どもに対して、家庭的な養護体制の確立に向けた取組を進めます。

重点的な取組 14 発達支援が必要な子どもへの対応

(現状と課題)

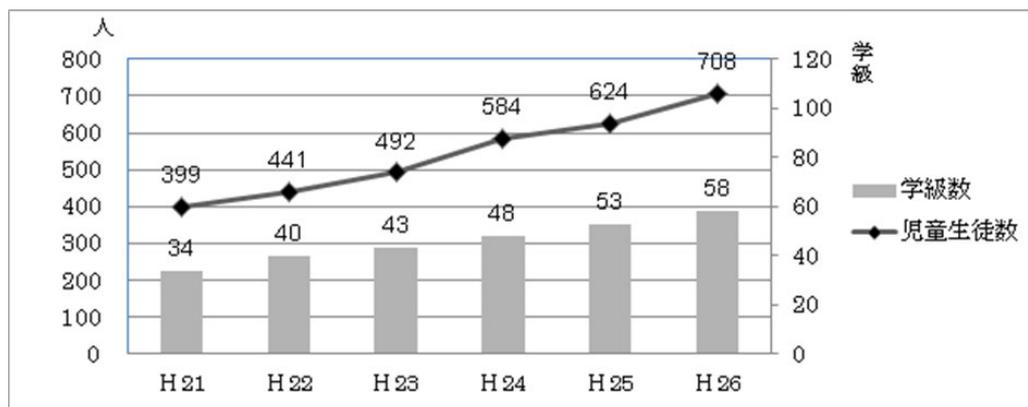
平成24年に実施された文部科学省の調査では、通常の学級において知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%で、増加傾向にあります。

また、県内の小中学校でも、言語障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等を対象とする通級指導教室において指導・支援を受ける児童生徒数は、平成21年度の399人から平成26年度の708人へと約1.8倍に増加しています。

さらに、社会における発達障がいに対する認識の高まりを受けて、発達障がい児等への医療、福祉に関する支援ニーズも高まっています。

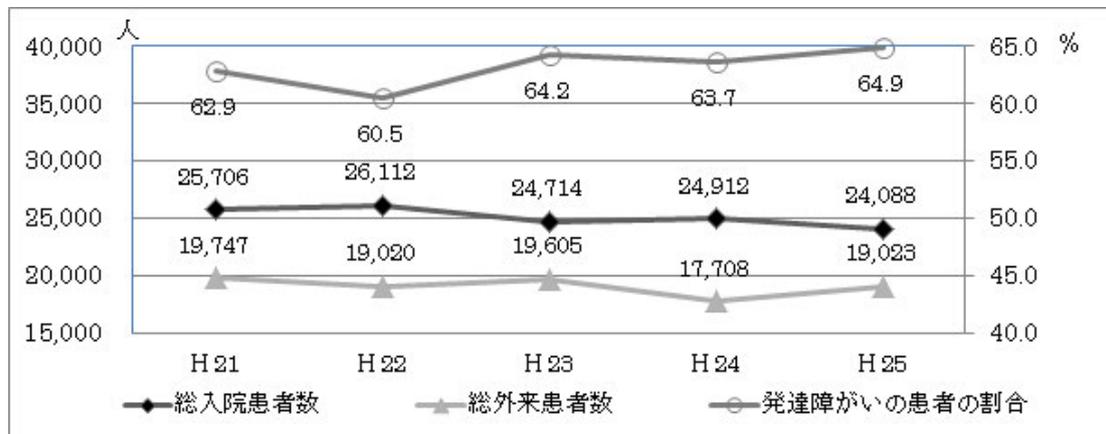
発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な関わりや支援が途切れることなく行われるよう体制づくりが必要です。

図表：三重県の公立小中学校における通級指導教室在籍者数および設置学級数の推移



出典：三重県教育委員会調べ

図表：三重県小児心療センターあすなろ学園外来患者に占める発達障がいの割合の推移



出典：健康福祉部子ども・家庭局調べ

(5年後のめざす姿)

発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築され、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。

(主な取組内容)

①県立草の実リハビリテーションセンターと県立小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの言語聴覚機能を統合し、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」として一体的に整備します。また、併設する特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、発達支援を必要とする子どもに対して、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。

【健康福祉部子ども・家庭局】

②市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援を必要とする子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します。【健康福祉部子ども・家庭局】

③発達障がい児等に対する支援ツール「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進し、適切な支援が早期に行われることにより、不登校や暴力等の二次的な障がいの回避等につなげていきます。【健康福祉部子ども・家庭局】

④入退所時等の関係機関（児童相談所、学校、市町）との調整や、障がいの理解を深めること等の不安解消に向けた取組、総合相談窓口での相談対応、短期入所事業の実施等を行うことで、家族支援を充実していきます。【健康福祉部子ども・家庭局】

(重点目標)

目標項目	現状値	目標(1年後)	目標(5年後)
「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園の割合	20.5% (平成25年度)		



(モニタリング指標)

項目	現状値
子どもの発達障がい等に関する電話相談件数(県)	577件 (平成25年度)
5歳児検診等を実施する市町の割合	

「家族」の形成や機能を支える取組

発達支援が必要な子どもを抱えた家庭に対し、途切れのない支援を図ります。

第5章 計画を推進するために

第1節 基本的な考え方

本計画の対象領域は多岐にわたることから、取組を効果的に進めるためには、市町、医療、教育、子育て等関係機関のほか、企業や若者、子育て経験者などの多様な主体の参画が必要です。

計画の推進にあたっては、P D C A（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、目標達成に向けて的確な進行管理に努めるとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況や目標の達成度合いについて報告していきます。

第2節 庁内外の連携の確保

（1）庁外の連携

多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議に、取組の進捗状況に関する評価を報告するとともに、同会議において以後の取組の改善方策等について検討いただきます。

（2）庁内の連携

本計画に基づく取組の分野は多岐にわたることをふまえ、三重県少子化対策総合推進本部会議等により庁内関係部局の連携を確保し、推進していきます。

第3節 取組の進捗状況や達成度合いの把握

第2章第3節「計画目標」に記載のとおり、計画の目標やモニタリング指標により取組の進捗状況や達成度合いの把握に努めます。

- 総合目標…計画全体を包含する目標として設定します。
- 重点目標…重点的な取組の進行管理を行うため、設定します。
- モニタリング指標…目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標として位置づけます。

第4節 成果の報告

取組の進捗状況や達成度合い等については、三重県少子化対策推進県民会議や三重県少子化対策総合推進本部に諮ったうえで、ホームページ等で公表する予定です。

